# 資料　編

## さがしんきんの素顔 2023

目次


| | |
|---|---|
| 事業概況 | 01 |
| 総代会の機能 | 03 |
| 中小企業地域活性化のための取組 | 06 |
| 地域利用者の利便性向上の取組 | 07 |
| 経営理念／管理体制 | 09 |
| マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策への取組 | 11 |
| リスク管理体制 | 13 |
| 金融ADR制度への対応 | 14 |
| 内部管理態勢 | 15 |
| 報酬体系 | 16 |
| 経営指標等 | 17 |
| 財務諸表 | 28 |
| 自己資本の充実の状況 | 34 |
| 信用金庫法施行規則に基づく開示項目一覧 | 41 |

# 事業概況

## 当金庫の地域経済活性化への取り組みについて

当金庫は、佐賀県及び福岡県大川市を事業区域として、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。

また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

## 事業方針

当金庫は、創業以来「地域社会の繁栄に貢献する」という経営理念のもと、地域の皆様の信頼にお応えするため、役職員一丸となり良質の金融サービスを提供して参りました。

また地域社会の活性化に寄与し、持続可能な社会づくりに貢献するという強い決意をもって、令和３年度に策定した第３次中期経営計画に基づき、事業運営を展開して参りました。

（第３次中期経営計画　基本方針）

１．お客さま第一主義のもと、お客さま支援の強化および地域の基盤の強化

２．持続可能な経営基盤の強化

３．人材基盤の強化

以上の３点を基本方針に掲げ、全役職員が一丸となりお客様から必要とされる地域金融機関を目指し、地域に密着した経営を推進して参りました。

具体的にはお客様の課題解決に向けた支援、お客様満足度の向上、収益力の強化、職員の人材育成の充実を図り、地域経済の活性化及び地域社会の発展に積極的に取り組んで参りました。

また、適切なリスク管理とコンプライアンスの実施による経営の健全性・安全性の確保に努め、全役職員が一丸となって地域金融機関としての使命を全うすべく、社会的倫理に従い自己規律をもって責任ある公正誠実な行動に取り組んで参りました。

## 金融経済環境

昨年度の世界経済は、ロシアのウクライナ侵攻による供給制約により、食品・エネルギー価格の高騰などインフレが高進し各国の中央銀行は政策金利の引き上げや金融緩和の縮小等を行い、長短金利は上昇しました。

また、世界的な金融引き締めの影響による、海外景気の下振れリスクなど、先行きは不透明な状況が続いています。

我が国の経済を振り返りますと、新型コロナウイルス感染抑制と経済活動の両立により、経済活動が正常化へ向かう中で緩やかな回復基調となっています。一方で資源高や円安による物価上昇など先行きは不透明な状況が続いております。

当金庫の営業基盤である佐賀県経済においても、原材料価格の上昇の影響など景気動向を注視する必要があります。

## 主要勘定および損益の状況

### 預金

定期性預金が減少したことにより、総預金の当期末残高は前年同期末比24億5千6百万円減少の1,332億6千7百万円となりました。

### 貸出金

主として不動産業向け融資が増加したことにより、貸出金の当期末残高は前年同期末比4億9千6百万円増加の664億4百万円となりました。

### 預け金・有価証券

預け金の当期末残高は前年同期末比44億5千3百万円減少の331億3千万円となり、有価証券の当期末残高は前年同期末比66億2百万円増加の461億7千7百万円となりました。

### 損益の状況

収益面においては、主に有価証券利息配当金の増加により経常収益は前期比4千8百万円増加し、20億5千7百万円となりました。
経常利益につきましては、前期比17百万円減少し、1億2千1百万円となりました。
当期純利益につきましては1億8百万円となりました。

## 事業の展望及び信用金庫が対処すべき課題

令和５年度の国内の経済環境は新型コロナウイルスの感染法上の分類変更などから経済活動が正常化へと向かう中で、緩やかに持ち直していく見通しです。

一方で世界経済の減速が日本経済回復に向けたリスクとなる恐れもあることから、動向を十分に注視する必要があると考えます。

またエネルギー価格、原材料価格の高騰により中小企業を中心とした資金繰り懸念が一層強まることも想定されます。

当面景気動向を注視する必要がありますが、経済活動の正常化や、インバウンド消費の回復などにより緩やかな回復が見込まれます。

人口減少及び地域金融機関の統合による新しい競争や低金利等により、金融機関を取り巻く環境は厳しさを増していく中で、当金庫は信用金庫の最大の武器であるFace To Faceを活かすためにも、１先でも多くの方とのつながりを重視し、情報収集、情報提供また様々な課題解決に取り組み、お客様から最も必要とされる地域金融機関を目指して参ります。

# 総代会

## 1.総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員１人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、１人１票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員１人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取組んでおります。

**総代会は、会員１人１人の意見を適正に反映するための開かれた制度です。**

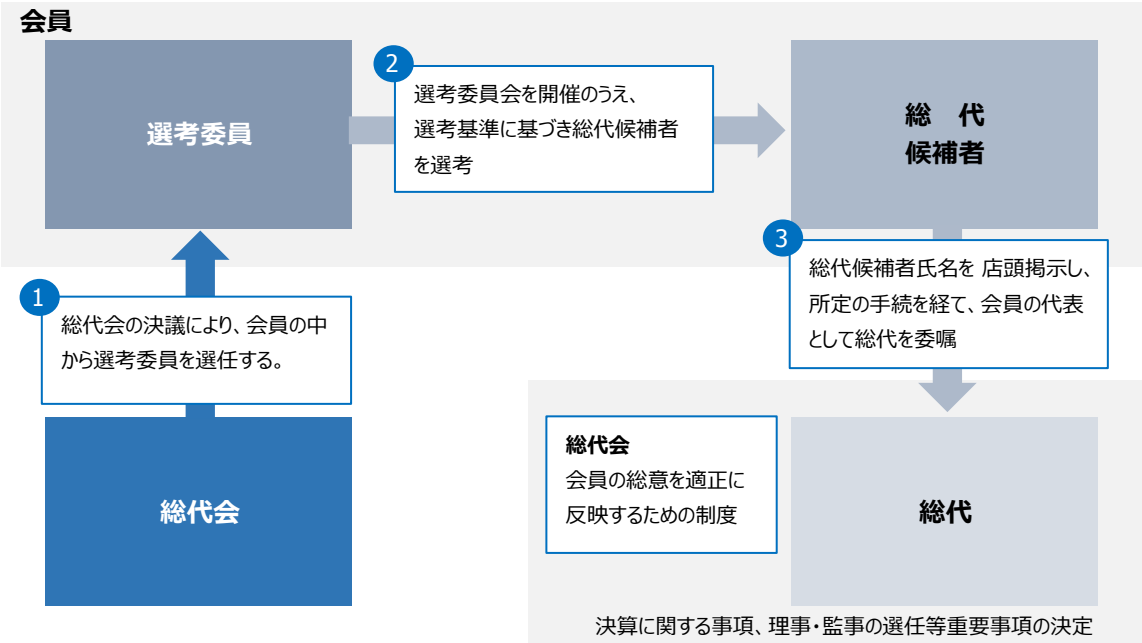


## 2.総代とその選任方法について

**1.総代の任期・定数**

- 総代の任期は3年です。
- 総代の定数は、70人以上100人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
- なお、2023年5月31日現在の総代数は81名です。
- また、2023年3月31日現在の会員数は11,275名です。

**2.総代の選任方法**

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者選考基準（注）に基づき、次ページの図のように３つの手続を経て選任されます。

**（注）総代候補者選考基準**

**①資格要件**

- 当金庫の会員であること。
- 就任時点で80歳未満であること

**②適格要件**

- 総代として相応しい見識を有している人物であること
- 良識をもって正しい判断ができる人物であること
- 地域における信望が厚く、総代として相応しい人物であること
- 行動力があり、積極的な意見ができる人物であること
- 人格、見識に優れ、当金庫の発展に寄与できる人物であること
- 金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する人物であること

## 3.通常総代会の決議事項

第74期通常総代会（2023年6月28日）において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

**報告事項**

第74期業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

会計監査人および監事会の計算書類監査結果報告の件

**議案事項**

第1号議案　剰余金処分案承認の件

第2号議案　会員除名の件

第3号議案　会計監査人選任の件

## 総代選任までのフロー図

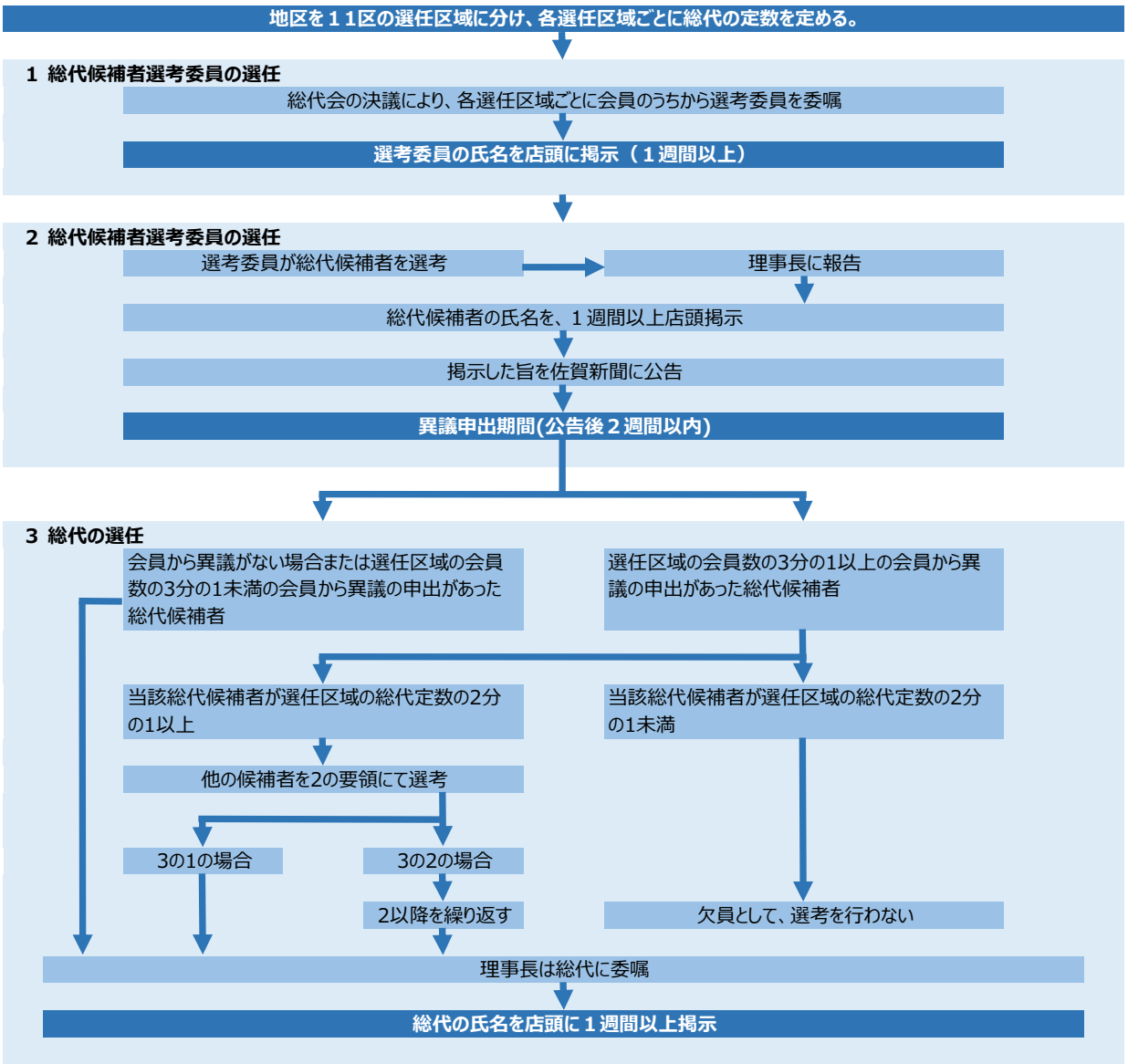

## 4.総代の氏名

| 選任区域 | 総代数 | 氏名 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 本店区 | 8 | 溝上　泰弘④<br>大塚　浩司⑥ | 吉川　笛浦⑥<br>吉田　正弘① | 小池　正⑨<br>陣内　敏彦① | 中野　惠文⑦ | 堤　貞喜⑥ |
| 早津江区 | 6 | 吉田　次郎③<br>溝内　和弘① | 仁位　清隆③ | 荒島　俊治④ | 内田　宮二喜④ | 野田　浩司④ |
| 神野区 | 7 | 藤崎　文也⑧<br>北島　修⑦ | 早田　俊治⑥<br>千布　清孝⑦ | 田中　節造③ | 御厨　和博⑦ | 古川　佐千夫⑤ |
| 西区 | 10 | 松尾　英光⑨<br>副島　太郎⑨ | 栗山　敏昭④<br>織田　慶治郎② | 野田　良一④<br>野口　浩二⑧ | 田中　重利⑥<br>原田　泰行⑤ | 谷口　茂⑧<br>進　祐一郎② |
| 尼寺区 | 12 | 山口　雅久⑥<br>田中　一則③<br>三好　信浩③ | 牧瀬　勝将⑩<br>黒田　雅人⑥<br>中島　隆洋② | 山口　政紀⑤<br>池田　博司⑧ | 田島　正博③<br>本村　一⑧ | 石丸　隆史④<br>山口　博秀② |
| 大崎区 | 11 | 内田　貞良⑥<br>中原　正博⑤<br>大本　雅通① | 深町　健次郎⑫<br>新郷　正善② | 秀島　敏明⑧<br>山田　哲也③ | 原口　敏明④<br>田島　広一⑤ | 本田　秋夫⑥<br>原田　慎一郎② |
| 高木瀬区 | 5 | 大塚　幸男⑩ | 黒岩　俊幸⑤ | 大島　明彦② | 藤井　道博② | 藤原　英樹④ |
| 鳥栖区 | 6 | 吉本　雅澄⑤<br>天本　良光⑦ | 毛利　定俊⑦ | 兼行　研一⑩ | 井寺　計一⑤ | 鳥飼　秀巳② |
| 天祐区 | 5 | 永石　幸久③ | 手塚　博明⑦ | 市原　博文③ | 池田　和雄① | 田久保　義春① |
| 神埼区 | 6 | 中島　敏④<br>吉岡　俊裕⑤ | 毛利　久幸⑤ | 舩津　光弘⑥ | 野口　光弘⑦ | 末永　博義② |
| 佐賀医大前区 | 5 | 江口　道明④ | 市丸　均⑥ | 宮田　眞澄② | 吉本　匡廣② | 藤井　義博① |

（注）　※氏名の後の数字は総代への就任回数　（順不同・敬称略）

## 5.総代の属性別構成比

（単位：%）

| 種類 | 区分 | 構成比 |
|---|---|---|
| 職業別 | 法人・法人代表者等 | 74.1 |
| | 個人事業主 | 24.7 |
| | 個人 | 1.2 |
| 年代別 | 70歳以上 | 57.1 |
| | 60～69歳 | 27.4 |
| | 50～59歳 | 8.3 |
| | 49歳以下 | 7.1 |
| 業種別 | 製造業 | 13.6 |
| | 建設業 | 27.2 |
| | 電気ガス水道業 | 1.2 |
| | 卸売・小売業 | 25.9 |
| | 不動産業 | 7.4 |
| | 飲食業 | 2.5 |
| | サービス業 | 21.0 |
| | 個人 | 1.2 |

# 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

## 取組方針

当金庫は、地域の健全な事業を営む法人や個人事業者の方々及び個人の皆様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の法人や個人事業者の方々の経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細かな支援に取組むことは、当金庫の最も重要な役割の一つであると認識し、適切なリスク管理体制の下、関係機関等との連携を十分に図りながら、金融仲介機能・コンサルティング機能を積極的に発揮してまいります。

## 態勢整備

上記取組方針を適切に実施するため、以下のとおり必要な態勢整備を図っております。

**1 新規融資への取組み**

現下の財務状況や過去の貸出条件変更等の事象のみで融資判断するのではなく、お客様の経営実態や特性を十分に踏まえて対応いたします。そのためお客様の事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるために、本部職員はもとより融資現場の職員を数多く研修に参加させて能力向上に努めております。（全国信用金庫協会主催、九州北部信用金庫主催、当金庫主催他）

**2 お客様への経営改善支援を行うための体制**

営業店が主体となってお客様から経営改善計画書を提出して頂き、経営改善支援担当部署と連携しながら、お客様の実態把握、課題の抽出、改善策の検討を行い、計画策定後はその進捗状況に対するモニタリングを行って経営改善を支援してまいります。

**3 他の金融機関等との緊密な連携**

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会、中小企業再生支援協議会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつお客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

**4 経営革新等支援機関の認定**

「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づき中小企業の皆様に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関として認定を受けております。

**5 「金融円滑化ご相談窓口」の設置**

全営業店には法人、個人事業者の方々および個人の皆様がより一層相談されやすいよう金融円滑化ご相談窓口を設置しております。

## 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、2022年度（令和4年度）に当金庫において、新規に無保証で融資した件数は696件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は47.0%、保証契約を解除した件数は、今年度は2件、同ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当金庫をメインとして実施したものに限る）は該当ありません。

## 地域利用者の利便性向上の取り組み

### お客様満足度アンケートの実施と結果について

佐賀信用金庫では、お客様に満足してお取引頂けるよう下記期間に「お客様の声をお聞かせください」とするお客様アンケートを実施いたしました。

お忙しい中、多くの皆様からご協力をいただき貴重なご意見やご要望を賜りありがとうございました。

今回のアンケート結果をもとに、お客様にご満足いただけるようより一層の改善を続けてまいります。

今後とも末永く当金庫をご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 調査期間 | **2023年4月3日～2023年5月15日** |
| 2 | 調査方法 | **営業店窓口での来店顧客からの回収** |
| 3 | 有効回答数 | **1,010枚（調査予定枚数1,000枚以上）** |
| 4 | 調査項目 | **9項目** |

（単位：%）

**1** 職員の身だしなみ、言葉使い、挨拶はきちんとできていますか

| | |
|---|---|
| **満足** | **76.2** |
| やや満足 | 13.9 |
| 普通 | 9.9 |

**2** 来店待ち時間について

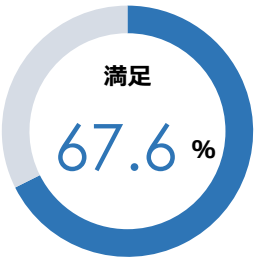


| | |
|---|---|
| **満足** | **67.6** |
| やや満足 | 17.0 |
| 普通 | 15.0 |
| やや不満 | 0.4 |

**3** ご訪問させていただいた際の時間や約束事を守っていますか

| | |
|---|---|
| **満足** | **68.5** |
| やや満足 | 12.6 |
| 普通 | 18.2 |
| やや不満 | 0.5 |
| 不満 | 0.2 |

**4** ご相談、ご質問等について誠意をもって対応していますか。

| | |
|---|---|
| **満足** | **70.7** |
| やや満足 | 17.4 |
| 普通 | 11.8 |

**5** 当金庫の店舗、ロビーのレイアウト、雰囲気はどうですか。

| | |
|---|---|
| **満足** | **63.2** |
| やや満足 | 18.2 |
| 普通 | 18.4 |
| やや不満 | 0.2 |

**6** 金融機関との取引においては何を重視されていますか。

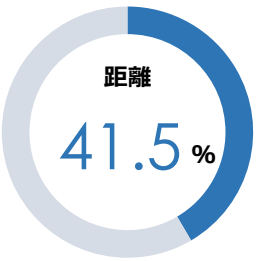


| | |
|---|---|
| **距離** | **41.5** |
| 健全性 | 32.6 |
| 雰囲気 | 16.6 |
| 経営規模 | 4.7 |
| その他 | 4.6 |

**7** 佐賀信用金庫はお客様との関係を大切にしていますが、そのような姿勢を感じたことがありますか。

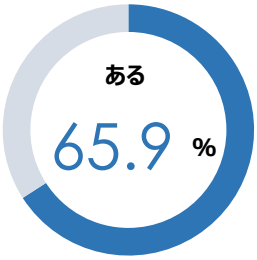


| | |
|---|---|
| よくある | 27.0 |
| **ある** | **65.9** |
| あまりない | 6.7 |
| 全くない | 0.4 |

**8** 佐賀信用金庫との取引を知人に勧めたいと思いますか。

| | |
|---|---|
| 強く思う | 11.9 |
| **思う** | **79.7** |
| 思わない | 7.8 |
| 全く思わない | 0.5 |

**9** 今後、金融機関に相談したい、もしくは興味がある事柄へのご関心について。

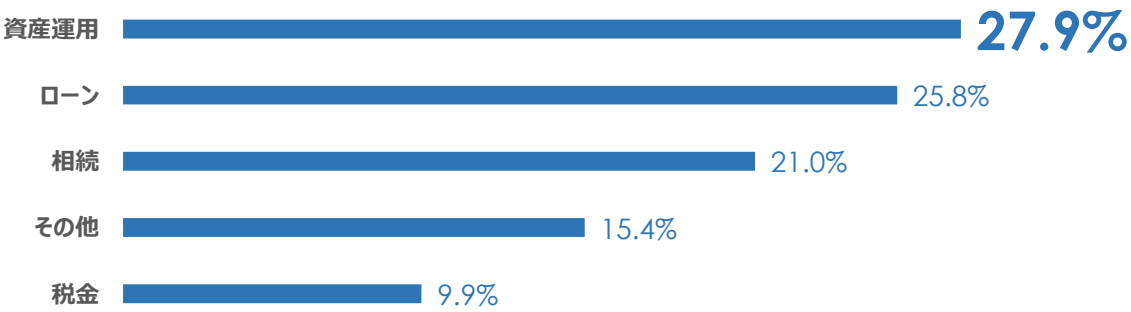

# 経営理念・管理体制

## 経営理念

当金庫は、昭和24年創業以来「地域社会の繁栄に貢献する」という理念のもと皆様から愛され親しまれる信用金庫になるよう歩んで参りました。この理念である相互扶助の精神を念頭におき協同組織の金融機関としての社会的役割を全うすべく邁進してきた結果、皆様の温かいご支援に支えられ現在に至ることができたと思っております。当金庫が長期的に発展していくためには、信用金庫の原点に立ち返って、会員の皆様からの支持と信頼関係を確立し、地域社会との共存共栄を図る必要があります。

当金庫は、永年の歴史に裏付けられた地域の皆様からの「信用」を大切にしつつ、時代をリードする「地域の金融機関」として、従来以上に積極的な経営を目指しています。

## 佐賀信用金庫法令遵守宣言

私ども佐賀信用金庫の役職員は、「お客様から信頼される地域金融機関」を目指し、社会的責任と公共的使命を常に自覚し、高い倫理観を持ち、法令等遵守を経営の最重要課題とし、業務に取組んでまいります。

ここに、法令等遵守重視の企業風土を確立する為、役職員総意の下に「佐賀信用金庫法令等遵守宣言」を策定し、その理念を役職員一人ひとりが理解し、遵守する事を誓います。

1. 佐賀信用金庫の経営陣は、法令等遵守重視の企業風土を確立する為、中心的役割を担い率先垂範し企業倫理と遵法精神に則った経営にあたります。
2. 佐賀信用金庫の役職員は、公共的使命と社会的責任を自覚し、常に高い倫理観（良識・常識・見識）を持ち、社会規範に則り、誠実且つ公正を旨とし業務に取組みます。
3. 佐賀信用金庫の役職員は、お客様との金融商品取引業務に際して、法令等に基づく適正な処理を行うため、法令等や金融商品取引業務に関する知識の向上に努めます。
4. 佐賀信用金庫の役職員は、経営情報の適切な開示に努めるとともに、お客様に関する情報の取扱いに細心の注意を払い、外部への情報漏洩防止に努めます。

## 利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
   当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
   1. 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
      1. 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
      2. 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
      3. 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
   2. 1から3のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
2. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またはこれらを組み合わせることにより管理します。
   1. 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
   2. 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
   3. 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
   4. 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法

3 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定およびび利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

## 法令等遵守の体制

当金庫は、法令等遵守（コンプライアンス）を経営の最重要課題のひとつとして位置付け、社会的使命と責任を全うする金融機関として、地域社会の期待に応え、これまで以上の揺るぎない信頼を確立するために、次のとおり「佐賀信用金庫行動綱領」を定めております。

1 信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任を遂行します。
2 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展へ貢献します。
3 法令やルールを厳格に遵守し誠実かつ公正な業務運営を遂行します。
4 地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。
5 人権を尊重します。
6 従業員の働き方、職場環境の充実を図ります。
7 環境問題に積極的に取り組みます。
8 積極的に社会に参画し、その発展に貢献します。
9 反社会的勢力との関係遮断、テロ等脅威への対応に努めます。

当金庫におきましては、法令等遵守（コンプライアンス）体制強化のため、以下の諸施策を実施しております。
（1）法令等遵守実施計画を年度ごとに策定しています。
（2）「法令遵守の手引」を策定（毎年度見直し）し、全役職員に配付しています。
（3）法令等遵守にかかる統括部門として総務部内に「法務課」を設置し、各部店に「法令等遵守統括責任者」、「法令等遵守担当者」及び「マネー・ロンダリング防止担当責任者」の配置を行っています。
（4）役員及び管理職を対象とした外部講師による研修、法令等遵守担当者を対象とした研修、各部店における毎月の勉強会等を実施し、コンプライアンス教育の強化を図っています。
（5）監査部の監査項目に法令遵守に関する事項を盛り込み、法令等遵守体制が適切に機能しているかチェックを行っています。
（6）法令等遵守違反があった場合は、すみやかに各部店から事故・不祥事件等に係る報告を求め、それにもとづく適切な対策を講じ、再発防止に努めています。これらのほか、金融商品の販売等に関する法律にもとづき、「金融商品に係る勧誘方針」を策定・公表するとともに、適切な勧誘を行うよう徹底しています。今後も、単なる法令等遵守にとどまらず、役職員一人ひとりが、より一層高い規範意識が求められているという自覚をもって、さらなるコンプライアンスの徹底に努めていきます。

## 金融商品に係る勧誘方針

1 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2 金融商品の選択、ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくため、当該商品の重要事項について説明をいたします。
3 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5 金融商品や販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問い合わせ下さい。

# マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策への取り組み

## マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策への取り組み

当金庫は、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与等の防止が、国際社会において金融機関に求められる重要な責務であることを認識し、関係法令や規則等を遵守した上で、リスクベースアプローチによるマネー・ロンダリングおよびテロ資金供与のリスク管理態勢の整備・確立を図っています。

### マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策基本方針

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

1．運営方針

当金庫は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。
具体的には、組織全体で連携・協働してマネロン・テロ資金供与のリスクを特定・評価するための枠組みの構築、各部門の利害調整、マネロン・テロ資金供与リスクの特定・評価を実施するための指導・支援、マネロン・テロ資金供与リスクの評価結果を踏まえた基本方針・規程の策定、またこれらの基本方針・規程に基づき定める顧客管理、記録保存等の具体的な手法の策定、更に、マネロン・テロ資金供与リスクを適切にコントロールするために必要となる経営資源の配分等について、適切な対応を図ります。
また自金庫のマネロン・テロ資金供与リスクが変化した際や、運営上の課題が確認された場合には、改めて基本方針・規程・手順等の見直しを検討し、マネロン・テロ資金供与対策の実効性を高める対応態勢を構築します。

2．管理態勢

当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策の主管部は総務部法務課とし、総務部法務課が関係する各部や営業店等と連携を図りマネロン・テロ資金供与対策に取組みます。

3．リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方に基づき、当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

4．顧客の管理方針

適切な取引時確認を実施し、顧客の属性に即した対応策を実施する態勢を整備します。また、顧客から定期的な情報収集、取引時の記録等から取引実態等を定期的に調査・分析することで、継続的な顧客管理による対応策の見直しを図ります。

5．疑わしい取引の届出

営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した取引を基に、顧客の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。

6．資産凍結の措置

テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。

7．役職員の研修

継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

8．実効性の検証

マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、主管部である総務部による営業店、ATM等における対策の実効性を定期的に検証し、対策の実効性確保に向けた改善を進めるとともに、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

9．顧客からの理解促進

顧客からの定期的な情報収集に向けて、当金庫のホームページ、営業店、ATM等を活用して、顧客からの理解を得るための周知、広報活動に取組みます。

## 当金庫におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る対応方針について

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与を未然に防止するため、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関係法令等を遵守し、引き続き一層の取組強化に努める方針です。

なお、お客様のお取引が『犯罪収益の移転の危険性が高いものとして「疑わしい取引」の届出に該当する取引』に該当すると認識した際は、当金庫は速やかに監督官庁に「疑わしい取引」の届出を行うとともに、継続的な取引モニタリングの実施や取引制限を行うことが義務付けられております。

そのため今後は、金融当局ならびに佐賀県警察の指導により、当金庫では、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与のリスクが高いと判断せざるを得ない一部のお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施や、お客様情報のご提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引をお受けいたしかねる、または一部お取引を制限させて頂くことがございます。

### ＜犯罪収益の移転の危険性が高いものとして「疑わしい取引」の届出に該当する取引事例＞

1 多額の現金・小切手による入出金を伴う取引（顧客属性や取引態様に見合わない場合）
2 現金・小切手を伴い短期間に頻繁に行われる取引で、入出金総額が多額のもの
3 架空、他人、実体が無い法人との疑いがある口座の利用
4 匿名または架空と思われる名義での送金を受ける口座の取引
5 多数の口座を保有している顧客の口座を使用した取引
6 開設後、短期での多額・頻繁な入出金を経て、解約・休止した口座の取引
7 通常は資金の動きがないにもかかわらず、突如多額の入手金が行われた口座の取引
8 入金口座から現金で払い戻した直後に、その現金を送金する取引（払戻口座の名義別に送金する場合）
9 多数の者に頻繁に送金を行う口座の取引（送金を行う直前に多額の送金を受ける場合）
10 多数の者から頻繁に送金を受ける口座の取引（送金を受けた直後に当該口座から多額の送金または出金を行う場合）
11 貿易書類上の記載内容や取引の内容等に不審な様態がみられる輸出入取引
12 金融庁が公表している「疑わしい取引の参考事例（預金取扱い金融機関）」に示された取引
13 その他当金庫が「疑わしい取引」と判断する取引

（2023年6月現在）

### マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に係る管理体制

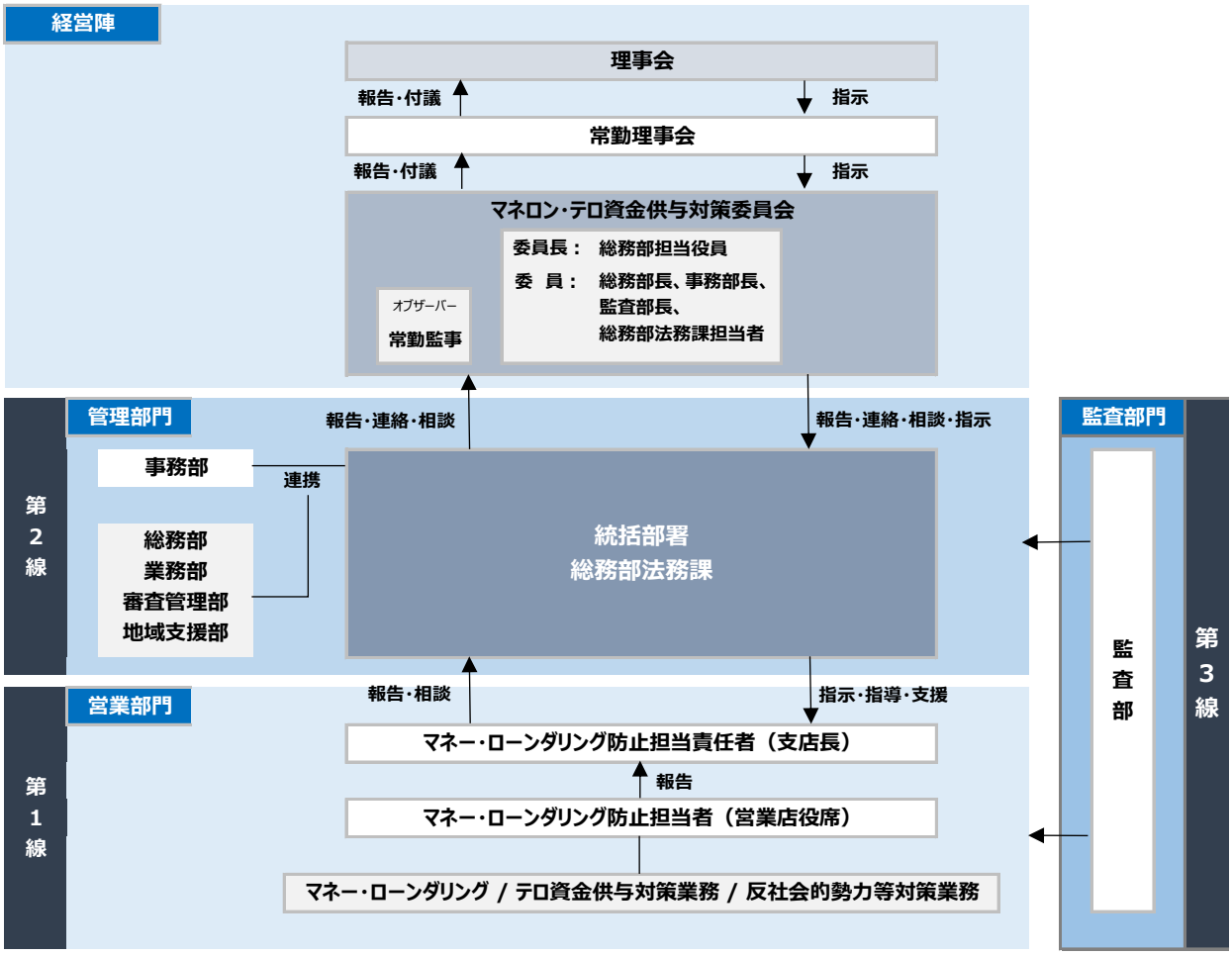

# リスク管理体制

## リスク管理の体制について

金融の自由化・国際化が進展するなか、金融機関の業務はますます多様化し、信用リスクをはじめとして、事務リスク、市場関連リスクなど、さまざまなリスクが経営に影響を及ぼすようになってきています。

当金庫におきましては、各種リスクを正しく認識・把握し、かつ、適切に管理することによって、経営基盤の確立と安定収益の確保を図ることを目的とし、リスク管理体制の構築に努めています。

### 信用リスク

信用リスクとは、貸出先の業況悪化のため、貸出金の元本、利息などが当初の約束どおりに返済されなくなるリスクのことです。当金庫では、資産の健全性を維持・向上させるために、「業務運営規程」に基づいた厳正な審査体制をとっています。一定金額以上の大口融資につきましては「融資審査会」により総合的な審査が実施されています。また、内部研修の実施や外部研修への派遣を行うなど審査能力の向上に努めています。管理面におきましては、審査管理部による臨店指導を行うなど、不良債権の発生防止に努めています。

### 流動性リスク

流動性リスクとは、市場流動性リスクと資金繰りリスクのことをいいます。市場流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいい、資金繰りリスクとは、当金庫の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。当金庫では、市場流動性の状況を適切に把握し対応するとともに、当金庫の資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰りを確保しております。

### 市場関連リスク

金融機関は、金融の自由化・国際化の進展、デリバティブ取引の急速な拡大により、資産（貸出金、有価証券など）・負債（預金など双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格の変動がもたらす「価格変動リスク」などの市場関連リスクに常にさらされており、安定収益の確保のためには資産・負債の総合管理（ALM管理）が重要となってきています。当金庫ではシミュレーションを行いながら経営計画をたて、実績を月次ベースで管理することで収益のブレを小さくするようにしています。BPV法による金利リスク量の計測や、株価変動リスク、為替リスク、外貨金利リスク等の分析を行っています。また、ストレステストを実施し、リスク・リミットの管理も行っております。また、有価証券についてはVaR（バリューアットリスク）によるリスク量の把握も行っており市場関連リスクの高度化に向けた取り組みも行っております。

### オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス、役職員の活動若しくはシステムが不適切であるもしくは機能しないこと、または、外生的な事象により生じる損失に係るリスクです。事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク等があります。金融商品の多様化や機械化の進展に伴い、事故防止のため内部事務管理の整備に努めています。すなわち、事務取扱要領や事務処理マニュアルの随時改訂整備、各種勉強会の開催など職員一人ひとりの資質の向上を図っています。営業店には自主検査を義務づけるとともに事務部による臨店事務指導、監査部による立ち入り検査を実施して事務リスクの未然防止や事故防止のための適切な指導管理を行っています。また、システム面におきましても万一の災害時においてもコンピュータシステムが安定稼動するようにバックアップシステムを確立しております。また、リスク管理関連規程の見直しを行い、法務リスクや風評リスク等さまざまなリスクに対して、組織として万全の対応ができるよう取り組んでおります。

## リスク管理の体制について

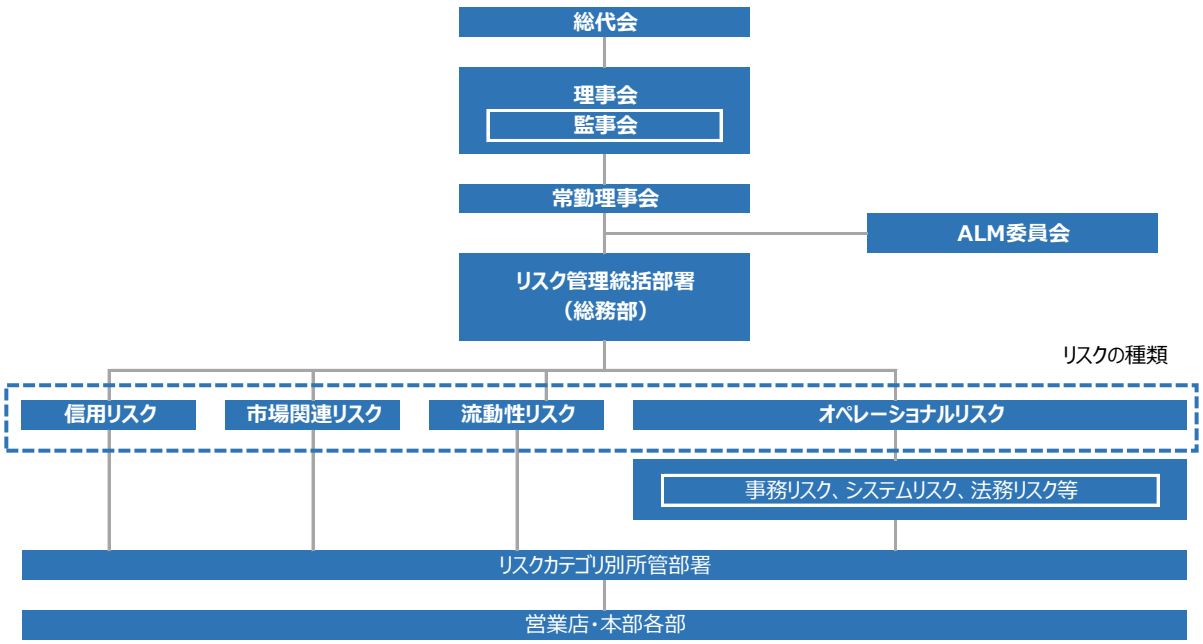

# 金融ADR制度への対応

## 苦情処理措置について

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレットで公表しています。

苦情は、当金庫営業日（９時～17時）に営業店（電話番号は51～52ページ参照）または業務部（電話：フリーダイヤル0120－895－530もしくは0952－22－2152、手紙、面談、FAX：0952－23－7418、sg_gymb698@sagashin.co.jp）にお申し出ください。

| お客様相談窓口 | ０１２０－８９５－５３０ |
|---|---|

（受付時間：営業日の午前９時から午後５時）

## 紛争解決措置について

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記業務部、全国しんきん相談所（９時～17時、電話：03－3517－5825）及び九州北部地区しんきん相談所（９時～17時、電話：092－481－8815）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03－3581－0031）、第一東京弁護士会（電話：03－3595－8588）、第二東京弁護士会（電話：03－3581－2249）、天神弁護士センター（電話：092－741－3208）、北九州法律相談センター（電話：093－561－0360）、久留米法律相談センター（電話：0942－30－0144）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都および福岡県以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫業務部」にお尋ねください。

## 苦情処理措置について

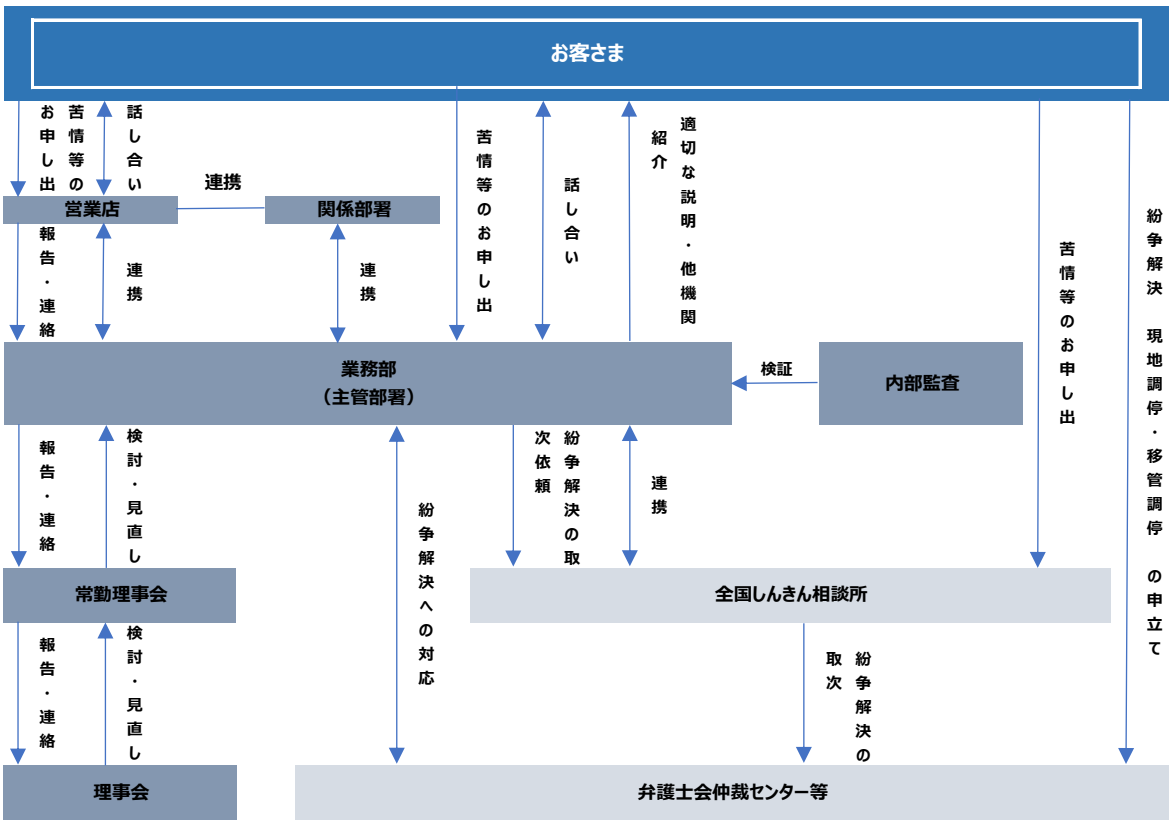

# 内部管理態勢

## 内部管理態勢について

当金庫は、継続的に内部統制システムの整備を進め、その実効性を確保するため「内部統制方針」を定めています。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 当該金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 監事の職務を補助すべき職員の当該金庫の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
7. 当該金庫の理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制
8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
9. 当該金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
10. その他当該金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

## 内部統制システムの運用状況の概要について

当金庫は、内部管理基本方針に基づいて以下の取り組みを行っております。

1. 「法令等遵守規程」を制定し、役員・職員が法令等および定款に則って行動するよう徹底しております。また、内部監査によるモニタリングを通じ、法令等義務違反が発生した場合または発生する恐れのある場合は厳格な調査を行い、客観的な事実を見極め、適切な処理方法を選択するとともに、再発防止を図っております。
2. 理事の職務執行に係る情報については、「文書保存規程」等の金庫内規定に定めるところにより、適正に保存し、管理しております。
3. 月に１回の理事会を開催するほか、常勤理事会を毎週１回開催し、法令等や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行っております。また、各組織の職掌分掌と各職位の責任と権限を「業務運営規程」、「職務分掌権限規程」により明確化し、業務の組織的かつ能率的な運用を図っております。
4. 監事、会計監査人及び内部監査部門は定期的な会合を持ち、情報の交換を行っております。
5. 財務報告が適正に行われるよう、当該基本方針に基づく経理業務に関する各種規程、基準を定め、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図っております。

# 報酬体系

## 報酬体系について

### 1 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

#### 1 報酬体系の概要

**基本報酬**

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

**賞与**

非常勤を含む全役員の賞与につきましては、業績等を勘案のうえ引当金を計上し、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の承認を得た後、支払っております。

**退職慰労金**

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

#### 2 2022年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

（単位：百万円）

| 区分 | 2022年度 |
|---|---|
| **対象役員に対する報酬等（支払総額）** | **74** |
| 基本報酬 | 63 |
| 退職慰労金 | 10 |

（注） 1.対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です。（期中に退任した者を含む。）

2.上記の内訳は、「基本報酬」63百万円となっております。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れした引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です

#### 3 その他

「信用金庫法施行規則第１３２条第１項第６号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（2012年（平成24年）3月29日付金融庁告示第22号）第３条第１項第３号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

### 2 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2022年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

（注） 1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2.「同等額」は、2022年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3.2022年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

# 経営指標等

## 最近５年間の主要な経営指標の推移について

| | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 経常収益（千円） | 1,996,710 | 2,117,036 | 2,090,292 | 2,008,743 | 2,057,595 |
| 経常利益（千円） | 117,756 | 185,212 | 35,553 | 139,296 | 121,564 |
| 当期純利益（千円） | 73,519 | 139,440 | 26,062 | 130,851 | 108,636 |
| 普通出資総額（百万円） | 218 | 219 | 220 | 222 | 227 |
| 普通出資総口数（千口） | 434 | 434 | 436 | 442 | 454 |
| 会員数（人） | 10,945 | 10,942 | 10,980 | 11,108 | 11,275 |
| 純資産額（百万円） | 7,766 | 7,676 | 8,040 | 7,589 | 6,323 |
| 総資産額（百万円） | 132,694 | 136,468 | 149,768 | 149,162 | 152,089 |
| 預金積金残高（百万円） | 123,360 | 126,830 | 136,453 | 135,723 | 133,267 |
| 貸出金残高（百万円） | 60,093 | 58,217 | 65,143 | 65,908 | 66,404 |
| 有価証券残高（百万円） | 35,250 | 35,777 | 38,220 | 39,575 | 46,177 |
| 単体自己資本比率（%） | 11.34 | 11.49 | 10.78 | 10.78 | 10.94 |
| 普通出資に対する配当金（円） | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| 普通出資配当率（%） | 3.0 | 3.0 | 3.0 | 3.0 | 3.0 |
| 役員数（人） | 10 | 10 | 11 | 11 | 10 |
| うち常勤役員数（人） | 5 | 5 | 6 | 6 | 5 |
| 職員数（人） | 140 | 134 | 134 | 130 | 133 |
| 男性（人） | 89 | 84 | 82 | 80 | 82 |
| 女性（人） | 51 | 50 | 52 | 50 | 51 |

（注） 1.預金積金等の各年度末残高は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2.自己資本比率の算出について、当金庫は国内基準を採用しております。

## その他の経営指標

### 業務粗利益及び業務粗利益率･資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支

（単位：千円、%）

| 種類 | 2021年度 | 2022年度 |
|---|---|---|
| **資金運用収支** | **1,649,120** | **1,719,836** |
| 資金運用収益 | 1,686,048 | 1,747,230 |
| 資金調達費用 | 36,928 | 27,393 |
| **役務取引等収支** | **35,735** | **42,819** |
| 役務取引等収益 | 200,261 | 200,303 |
| 役務取引等費用 | 164,525 | 157,484 |
| **その他の業務収支** | **△ 103,486** | **△ 109,199** |
| その他業務収益 | 4,048 | 14,080 |
| その他業務費用 | 107,534 | 123,280 |
| **業務粗利益** | **1,581,369** | **1,653,456** |
| 業務粗利益率 | 1.06 | 1.12 |

（注） 1.「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用（2021年度351千円、2022年度170千円）を控除して表示しています。

2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

## 業務純益

（単位：千円、%）

| 区分 | 2021年度 | 2022年度 |
|---|---|---|
| 業務純益 | 226,306 | 246,262 |
| 実質業務純益 | 206,750 | 264,398 |
| コア業務純益 | 310,236 | 373,597 |
| コア業務純益（投資信託解約損益を除く。） | 247,464 | 342,532 |

（注） 1.業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用） 業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。 また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。

2.実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額 実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3.コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

## 資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回り

（単位：平均残高・百万円、利息・千円、利回り・%）

| | 2021年度 | | | 2022年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平均残高 | 利息 | 利回り | 平均残高 | 利息 | 利回り |
| **資金運用勘定** | **147,802** | **1,686,048** | **1.14** | **146,809** | **1,747,230** | **1.19** |
| うち貸出金 | 64,323 | 1,098,301 | 1.70 | 64,052 | 1,074,222 | 1.67 |
| うち預け金 | 43,702 | 56,589 | 0.12 | 37,187 | 59,806 | 0.16 |
| うち有価証券 | 39,035 | 516,151 | 1.32 | 44,694 | 598,071 | 1.33 |
| **資金調達勘定** | **142,086** | **36,928** | **0.02** | **141,418** | **27,393** | **0.01** |
| うち預金積金 | 143,461 | 34,192 | 0.02 | 142,062 | 24,253 | 0.01 |
| うち借用金 | 315 | 2,741 | 0.86 | 991 | 2,981 | 0.30 |

（注） 1.資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（2021年度1,757百万円、2022年度1,701百万円）及び利息（2021年度351千円、2022年度170千円）をそれぞれ控除して表示しております。

2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

## 諸比率（利鞘・利益）

（単位：%）

| | 2021年度 | 2022年度 |
|---|---|---|
| **総資金利鞘** | **0.14** | **0.18** |
| 資金運用利回 | 1.14 | 1.19 |
| 資金調達原価率 | 0.99 | 1.00 |
| **総資産経常利益率** | **0.09** | **0.08** |
| **総資産当期純利益率** | **0.08** | **0.07** |

（注） 1.総資金利鞘＝資金運用利回り－資金調達原価率

2.総資産経常（当期純）利益率＝経常（当期純）利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

### 受取･支払利息の増減

（単位：千円）

| | 2021年度 | | | 2022年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 残高による増減 | 利率による増減 | 純増減 | 残高による増減 | 利率による増減 | 純増減 |
| **受取利息** | **60,956** | **△ 116,107** | **△ 55,151** | **61,884** | **△ 825** | **61,058** |
| うち貸出金 | 26,455 | △ 26,495 | △ 39 | △ 4,653 | △ 19,426 | △ 24,079 |
| うち預け金 | 946 | 2,237 | 3,183 | △ 9,268 | 12,486 | 3,217 |
| うち有価証券 | 33,554 | △ 91,850 | △ 58,296 | 75,806 | 6,114 | 81,920 |
| **支払利息** | **1,283** | **△ 11,662** | **△ 10,379** | **2,595** | **△ 12,294** | **△ 9,698** |
| うち預金積金 | 1,371 | △ 11,234 | △ 9,863 | △ 336 | △ 9,603 | △ 9,939 |
| うち借用金 | △ 87 | △ 428 | △ 515 | 2,932 | △ 2,691 | 240 |

（注） 1.残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

# 預金に関する指標

## 預金積金の状況

### 預金者別金額内訳

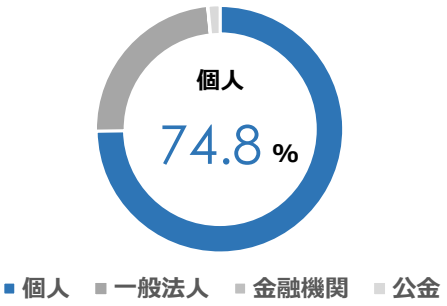


（単位：百万円、%）

| | 金額 | 構成比 |
|---|---|---|
| 個人 | 99,649 | 74.8 |
| 一般法人 | 31,551 | 23.7 |
| 金融機関 | 46 | 0.0 |
| 公金 | 2,019 | 1.5 |
| **合計** | **133,267** | **100.0** |

### 預金・譲渡性預金平均残高

（単位：百万円、%）

| | 2021年度 | 2022年度 | 増減額 | 増減率 |
|---|---|---|---|---|
| 流動性預金 | 62,785 | 65,847 | 3,061 | 4.87 |
| うち有利息預金 | 57,548 | 60,908 | 3,360 | 5.83 |
| 定期性預金 | 80,241 | 75,749 | △ 4,492 | △ 5.59 |
| うち固定金利定期預金 | 77,266 | 72,992 | △ 4,274 | △ 5.53 |
| うち変動金利定期預金 | - | - | - | - |
| その他 | 433 | 465 | 31 | 7.36 |
| 小計 | 143,461 | 142,062 | △ 1,398 | △ 0.97 |
| 譲渡性預金 | - | - | - | - |
| **合計** | **143,461** | **142,062** | **△ 1,398** | **△ 0.97** |

（注） 1.流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2.定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金：預け入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

3.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

4.増減率は円単位で算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

### 固定・変動金利定期預金残高

（単位：百万円）

| | 2021年度 | 2022年度 |
|---|---|---|
| **定期預金** | **68,464** | **63,607** |
| 固定金利定期預金 | 68,464 | 63,607 |
| 変動金利定期預金 | - | - |
| その他 | - | - |

# 貸出金に関する指標

## 貸出金の状況

### 業種別貸出状況

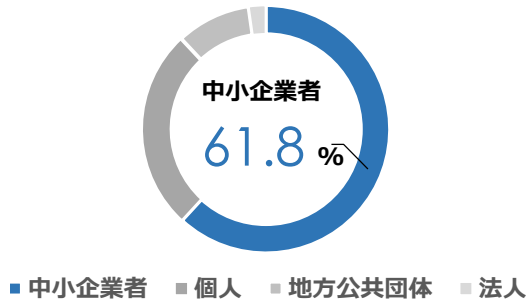


（単位：百万円、%）

| | 金額 | 構成比 |
|---|---|---|
| 中小企業者 | 41,055 | 61.8 |
| 個人 | 17,397 | 26.2 |
| 地方公共団体 | 6,457 | 9.7 |
| 法人 | 1,495 | 2.3 |
| **合計** | **66,404** | **100.0** |

当金庫の主要な取引先は中小企業者であり、貸出金総額の61.8%を占めています。
また、地域金融機関としてのもうひとつの役割である個人向け金融、いわゆる住宅ローンを中心とする個人向け貸出にも力を入れています。

### 貸出金平均残高

（単位：百万円）

| 区分 | 2021年度 | 2022年度 |
|---|---|---|
| 手形貸付 | 3,209 | 3,186 |
| 証書貸付 | 57,322 | 57,188 |
| 当座貸越 | 2,951 | 2,844 |
| 割引手形 | 839 | 832 |
| **合計** | **64,323** | **64,052** |

（注） 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

### 貸出金残高（金利区分別）

（単位：百万円）

| 区分 | 2021年度 | 2022年度 |
|---|---|---|
| 変動金利 | 28,586 | 30,174 |
| 固定金利 | 37,321 | 36,229 |
| **貸出金** | **65,908** | **66,404** |

### 貸出金使途別残高

（単位：百万円、%）

| | 2021年度 | | 2022年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 貸出金残高 | 構成比 | 貸出金残高 | 構成比 |
| 設備資金 | 21,316 | 32.3 | 21,386 | 32.2 |
| 運転資金 | 44,591 | 67.7 | 45,017 | 67.8 |
| **合計** | **65,908** | **100.0** | **66,404** | **100.0** |

### 貸出金、債務保証見返の担保別内訳

（単位：百万円、%）

| | 貸出金の担保別内訳 | | 債務保証見返の担保別内訳 | |
|---|---|---|---|---|
| | 2021年度 | 2022年度 | 2021年度 | 2022年度 |
| 当金庫預金積金 | 752 | 802 | 71 | 70 |
| 有価証券 | - | - | - | - |
| 動産 | - | - | - | - |
| 不動産 | 14,760 | 15,046 | 320 | 282 |
| その他 | - | - | - | - |
| 小計 | 15,513 | 15,848 | 392 | 352 |
| 信用保証協会・信用保険 | 17,843 | 16,814 | - | - |
| 保証 | 7,404 | 7,510 | 0 | 15 |
| 信用 | 25,147 | 26,231 | 565 | 337 |
| **合計** | **65,908** | **66,404** | **958** | **704** |

### 貸倒引当金の内訳

（単位：百万円）

| 区分 | 期別 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 目的使用 | その他 | |
| 一般貸倒引当金 | 2021年度 | 54 | 34 | - | 54 | 34 |
| | 2022年度 | 34 | 52 | - | 34 | 52 |
| 個別貸倒引当金 | 2021年度 | 891 | 897 | 43 | 847 | 897 |
| | 2022年度 | 897 | 960 | 2 | 895 | 960 |
| **合計** | **2021年度** | **945** | **932** | **43** | **901** | **932** |
| | **2022年度** | **932** | **1,012** | **2** | **930** | **1,012** |

### 貸出金償却額

（単位：千円）

| 区分 | 2021年度 | 2022年度 |
|---|---|---|
| 貸出金償却額 | 13,342 | 659 |

### 預貸率の期末値及び期中平均値

（単位：%）

| 区分 | 2021年度 | 2022年度 |
|---|---|---|
| 期末預貸率 | 48.56 | 49.82 |
| 期中平均預貸率 | 44.83 | 45.08 |

（注） 1.預貸率＝貸出金÷（預金積金＋譲渡性預金）÷100

2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

### 貸出金業種別内訳

（単位：百万円、%）

| | 2021年度 | | | 2022年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 貸出先数 | 貸出金残高 | 構成比 | 貸出先数 | 貸出金残高 | 構成比 |
| 製造業 | 145 | 4,766 | 7.23 | 143 | 4,308 | 6.48 |
| 農業、林業 | 19 | 240 | 0.36 | 20 | 262 | 0.39 |
| 漁業 | 5 | 27 | 0.04 | 7 | 25 | 0.03 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | - | - | - | - | - | - |
| 建設業 | 378 | 6,464 | 9.80 | 375 | 6,695 | 10.08 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 43 | 1,166 | 1.76 | 42 | 1,102 | 1.65 |
| 情報通信業 | 15 | 219 | 0.33 | 15 | 229 | 0.34 |
| 運輸業、郵便業 | 46 | 1,418 | 2.15 | 48 | 1,550 | 2.33 |
| 卸売業、小売業 | 293 | 5,310 | 8.05 | 293 | 4,768 | 7.18 |
| 金融業、保険業 | 16 | 1,800 | 2.73 | 17 | 2,302 | 3.46 |
| 不動産業 | 225 | 13,501 | 20.48 | 255 | 14,330 | 21.58 |
| 物品賃貸業 | 8 | 360 | 0.54 | 7 | 312 | 0.46 |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 35 | 310 | 0.47 | 36 | 325 | 0.48 |
| 宿泊業 | 16 | 534 | 0.81 | 16 | 585 | 0.88 |
| 飲食業 | 105 | 778 | 1.18 | 120 | 865 | 1.30 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 91 | 1,645 | 2.49 | 96 | 1,432 | 2.15 |
| 教育、学習支援業 | 15 | 70 | 0.10 | 13 | 100 | 0.15 |
| 医療、福祉 | 59 | 1,847 | 2.80 | 64 | 1,692 | 2.54 |
| その他サービス業 | 149 | 1,754 | 2.66 | 144 | 1,660 | 2.49 |
| 小計 | 1,663 | 42,216 | 64.05 | 1,711 | 42,550 | 64.07 |
| 地方公共団体 | 6 | 6,497 | 9.85 | 6 | 6,457 | 9.72 |
| 個人 | 4,696 | 17,193 | 26.08 | 4,676 | 17,397 | 26.19 |
| **合計** | **6,365** | **65,908** | **100.00** | **6,393** | **66,404** | **100.00** |

（注） 業種別区分は日本標準産業分類の大区分に準じて記載しております。

### 住宅ローン・消費者ローン 期末残高

（単位：百万円）

| | 2021年度 | 2022年度 |
|---|---|---|
| 住宅ローン | 11,436 | 11,691 |
| 消費者ローン | 3,196 | 3,471 |
| カードローン | 884 | 933 |
| **合計** | **15,516** | **16,095** |

# 有価証券に関する指標

## 有価証券の状況

### 有価証券の種類別の残高および平均残高

（単位：百万円、%）

| 種類 | 残高 | | 平均残高 | |
|---|---|---|---|---|
| | 2021年度 | 2022年度 | 2021年度 | 2022年度 |
| 国債 | 7,281 | 6,326 | 6,213 | 7,555 |
| 地方債 | 900 | 4,757 | 833 | 2,279 |
| 社債 | 8,224 | 10,872 | 7,911 | 9,753 |
| 株式 | 219 | 212 | 210 | 188 |
| 外国証券 | 7,917 | 10,293 | 8,442 | 9,569 |
| その他の証券 | 15,031 | 13,714 | 15,424 | 15,348 |
| **合計** | **39,575** | **46,177** | **39,035** | **44,694** |

### 預証率の期末値及び期中平均値

（単位：%）

| | 2021年度 | 2022年度 |
|---|---|---|
| 期末預証率 | 34.02 | 34.65 |
| 期中平均預証率 | 31.15 | 31.46 |

（注） 1.預証率＝有価証券÷（預金積金＋譲渡性預金）÷100

2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

### 有価証券の種類別の残存期間別残高

（単位：百万円）

| 2021年度 | 1年以下 | 1年超 3年以下 | 3年超 5年以下 | 5年超 7年以下 | 7年超 10年以下 | 10年超 | 期間の定めのないもの | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国債 | 1,408 | - | - | - | 495 | 5,377 | - | **7,281** |
| 地方債 | - | 202 | 201 | 200 | 296 | - | - | **900** |
| 社債 | 900 | 2,401 | 2,943 | 695 | 1,283 | - | - | **8,224** |
| 株式 | - | - | - | - | - | - | 219 | **219** |
| 外国証券 | 94 | 2,301 | 200 | - | 393 | - | 4,927 | **7,917** |
| その他の証券 | - | 1,575 | 4,300 | 1,276 | 2,841 | - | 5,037 | **15,031** |

（単位：百万円）

| 2022年度 | 1年以下 | 1年超 3年以下 | 3年超 5年以下 | 5年超 7年以下 | 7年超 10年以下 | 10年超 | 期間の定めのないもの | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国債 | - | - | - | 99 | 686 | 5,540 | - | **6,326** |
| 地方債 | 100 | 201 | 199 | 198 | 4,057 | - | - | **4,757** |
| 社債 | 319 | 1,834 | 4,241 | 1,377 | 3,099 | - | - | **10,872** |
| 株式 | - | - | - | - | - | - | 212 | **212** |
| 外国証券 | 1,800 | 796 | 983 | 1,162 | 1,563 | - | 3,987 | **10,293** |
| その他の証券 | 440 | 2,597 | 3,933 | 2,418 | 1,898 | 805 | 1,621 | **13,714** |

## 有価証券の時価の情報等

(1)売買目的の有価証券　　該当ございません。

(2)満期保有目的の債券　　（単位：百万円、%）

| | 種類 | 2021年度 | | | 2022年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 社債 | 100 | 100 | 0 | - | - | - |
| | その他 | - | - | - | 207 | 207 | 0 |
| | 小計 | 100 | 100 | 0 | 207 | 207 | 0 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 社債 | 50 | 49 | △ 0 | 130 | 128 | △ 1 |
| | その他 | 241 | 241 | △ 0 | 100 | 100 | △ 0 |
| | 小計 | 291 | 291 | △ 0 | 230 | 228 | △ 1 |
| **合計** | | **391** | **391** | **△ 0** | **437** | **436** | **△ 1** |

（注）1.時価は、期末日における市場価格等にもとづいております。

2.上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。

3.市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

(3)その他有価証券　　（単位：百万円、%）

| | 種類 | 2021年度 | | | 2022年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | 174 | 124 | 49 | 141 | 116 | 25 |
| | 債券 | 8,065 | 8,004 | 61 | 4,018 | 3,993 | 24 |
| | 国債 | 4,556 | 4,504 | 52 | 106 | 101 | 5 |
| | 地方債 | 504 | 499 | 4 | 1,312 | 1,299 | 12 |
| | 社債 | 3,004 | 2,999 | 4 | 2,598 | 2,592 | 6 |
| | その他 | 5,954 | 5,650 | 304 | 2,894 | 2,655 | 238 |
| | 小計 | 14,195 | 13,779 | 415 | 7,053 | 6,765 | 288 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | – | – | – | 28 | 29 | △ 1 |
| | 債券 | 8,191 | 8,299 | △ 108 | 17,808 | 18,264 | △ 455 |
| | 国債 | 2,724 | 2,799 | △ 75 | 6,219 | 6,489 | △ 269 |
| | 地方債 | 396 | 400 | △ 3 | 3,445 | 3,489 | △ 44 |
| | 社債 | 5,070 | 5,099 | △ 29 | 8,143 | 8,285 | △ 141 |
| | その他 | 13,633 | 14,375 | △ 742 | 17,893 | 19,711 | △ 1,817 |
| | 小計 | 21,824 | 22,675 | △ 850 | 35,730 | 38,005 | △ 2,274 |
| **合計** | | **36,019** | **36,454** | **△ 434** | **42,784** | **44,771** | **△ 1,986** |

（注）1.時価は、期末日における市場価格等にもとづいております。

2.上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。

3.市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

(4)時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

（単位：%）

| | 2021年度 | 2022年度 |
|---|---|---|
| | 貸借対照表計上額 | 貸借対照表計上額 |
| 子会社・子法人等株式 | - | - |
| 関連法人等株式 | - | - |
| 非上場株式 | 45 | 42 |
| 組合出資金 | 3,360 | 3,220 |

(5)子会社・子法人等株式及び関連法人等株式　　該当ございません。

**第１０２条第１項第５号に掲げる取引**（デリバティブ取引と預金等を組合せした商品にかかるもの）　**該当ございません。**

**金銭の信託の情報等**

(1)売買目的の金銭の信託　　該当ございません。

(2)満期保有目的の金銭の信託

（単位：百万円）

| 2021年度 | | | | | 2022年度 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 | うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの | うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 | うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの | うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |

（注）「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

(3)その他の金銭の信託

（単位：百万円）

| 2021年度 | | | | | 2022年度 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 | うち貸借対対照表計上額が取得原価を超えるもの | うち貸借対対照表計上額が取得原価を超えないもの | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 | うち貸借対対照表計上額が取得原価を超えるもの | うち貸借対対照表計上額が取得原価を超えないもの |
| **1,701** | **1,701** | - | - | - | **1,680** | **1,680** | - | - | - |

（注）「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

## 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況【単体】

（単位：百万円、%）

| | | 開示残高 (a) | 保全額 (b) | 担保・保証等による回収見込額 収見込額（c） | 貸倒引当金 (d) | 保全率 (b)÷(a) | 引当率 (d)÷(a-c) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 2021年度 | 845 | 845 | 455 | 389 | 100.00 | 100.00 |
| | 2022年度 | 929 | 929 | 499 | 429 | 100.00 | 100.00 |
| 危険債権 | 2021年度 | 2,664 | 2,425 | 1,917 | 508 | 91.02 | 67.99 |
| | 2022年度 | 2,800 | 2,445 | 1,915 | 530 | 87.31 | 59.89 |
| 要管理債権 | 2021年度 | 22 | 2 | 2 | 1 | 13.87 | 5.29 |
| | 2022年度 | 69 | 35 | 26 | 8 | 50.45 | 20.58 |
| 三月以上延滞債権 | 2021年度 | - | - | - | - | - | - |
| | 2022年度 | - | - | - | - | - | - |
| 貸出条件緩和債権 | 2021年度 | 22 | 3 | 2 | 1 | 13.87 | 5.29 |
| | 2022年度 | 69 | 35 | 26 | 8 | 50.45 | 20.58 |
| 小計 | 2021年度 | 3,532 | 3,273 | 2,374 | 898 | 92.68 | 77.66 |
| | 2022年度 | 3,799 | 3,410 | 2,440 | 969 | 89.74 | 71.31 |
| 正常債権 | 2021年度 | 63,511 | | | | | |
| | 2022年度 | 63,464 | | | | | |
| 総与信残高 | 2021年度 | **67,044** | | | | | |
| | 2022年度 | **67,264** | | | | | |

（注） 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。

3.「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。

4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。

5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

6.「正常債権」（Ｂ）とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

7.「担保・保証等による回収見込額」（ｃ）は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

8.「貸倒引当金」（ｄ）には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

# 財務諸表

## 貸借対照表

（単位：百万円）

| 科目 | 2022/3 金額 | 2023/3 金額 | 科目 | 2022/3 金額 | 2023/3 金額 |
|---|---|---|---|---|---|
| （資産の部） | | | （負債の部） | | |
| 現金 | 1,791 | 1,813 | 預金積金 | 135,723 | 133,267 |
| 預け金 | 37,583 | 33,130 | 当座預金 | 1,117 | 1,796 |
| 買入金銭債権 | 241 | 307 | 普通預金 | 61,864 | 64,028 |
| 金銭の信託 | 1,701 | 1,680 | 貯蓄預金 | 359 | 355 |
| 有価証券 | 39,575 | 46,177 | 通知預金 | 14 | 9 |
| 国債 | 7,281 | 6,326 | 定期預金 | 68,464 | 63,607 |
| 地方債 | 900 | 4,757 | 定期積金 | 2,902 | 2,657 |
| 社債 | 8,224 | 10,872 | その他の預金 | 1,000 | 812 |
| 株式 | 219 | 212 | 借用金 | 4,252 | 11,209 |
| その他の証券 | 22,948 | 24,008 | 借入金 | 4,252 | 11,209 |
| 貸出金 | 65,908 | 66,404 | その他負債 | 308 | 293 |
| 割引手形 | 1,112 | 1,043 | 未決済為替借 | 21 | 50 |
| 手形貸付 | 3,837 | 3,652 | 未払費用 | 98 | 66 |
| 証書貸付 | 57,648 | 58,297 | 給付補填備金 | 0 | 0 |
| 当座貸越 | 3,309 | 3,411 | 未払法人税等 | 8 | 1 |
| その他資産 | 719 | 760 | 前受収益 | 46 | 51 |
| 未決済為替貸 | 13 | 45 | 払戻未済金 | 2 | 3 |
| 信金中金出資金 | 556 | 556 | 職員預り金 | 64 | 68 |
| 未収収益 | 73 | 90 | リース債務 | 0 | - |
| その他の資産 | 76 | 68 | 資産除去債務 | 9 | 9 |
| 有形固定資産 | 1,364 | 1,709 | その他の負債 | 57 | 41 |
| 建物 | 154 | 618 | 賞与引当金 | 69 | 73 |
| 土地 | 987 | 987 | 退職給付引当金 | 53 | 38 |
| 建設仮勘定 | 150 | - | 役員退職慰労引当金 | 75 | 34 |
| その他有形固定資産 | 71 | 103 | 睡眠預金払戻損失引当金 | 2 | 1 |
| 無形固定資産 | 14 | 11 | 偶発損失引当金 | 50 | 64 |
| ソフトウェア | 6 | 3 | 再評価に係る繰延税金負債 | 78 | 78 |
| その他無形固定資産 | 8 | 8 | 債務保証 | 959 | 705 |
| 繰延税金資産 | 233 | 402 | **負債の部計** | **141,573** | **145,766** |
| 債務保証見返 | 959 | 705 | （純資産の部） | | |
| 貸倒引当金（△） | 932 | 1,012 | 出資金 | 222 | 227 |
| 個別貸倒引当金（△） | 897 | 960 | 利益剰余金 | 7,465 | 7,568 |
| | | | 利益準備金 | 220 | 222 |
| | | | その他利益剰余金 | 7,245 | 7,345 |
| | | | （特別積立金） | 7,010 | 7,110 |
| | | | （うち目的積立金） | 300 | 300 |
| | | | （当期未処分剰余金） | 235 | 235 |
| | | | 処分未済持分（△） | 1 | 1 |
| | | | **会員勘定合計** | **7,686** | **7,795** |
| | | | その他有価証券評価差額金 | △303 | △1,676 |
| | | | 土地再評価差額金 | 204 | 204 |
| | | | 評価・換算差額等合計 | △98 | △1,471 |
| | | | **純資産の部合計** | **7,588** | **6,323** |
| **資産の部合計** | **149,161** | **152,089** | **負債及び純資産の部合計** | **149,161** | **152,089** |

## 損益計算書

（単位：千円）

| 科目 | 2022/3 金額 | 2023/3 金額 |
|---|---|---|
| **経常収益** | **2,008,743** | **2,057,595** |
| **資金運用収益** | **1,686,048** | **1,747,230** |
| 貸出金利息 | 1,098,301 | 1,074,222 |
| 預け金利息 | 56,589 | 59,806 |
| 有価証券利息配当金 | 516,151 | 598,071 |
| その他の受入利息 | 15,006 | 15,129 |
| **役務取引等収益** | **200,261** | **200,303** |
| 受入為替手数料 | 76,125 | 68,172 |
| その他の役務収益 | 124,135 | 132,131 |
| **その他業務収益** | **4,048** | **14,080** |
| 国債等債券売却益 | 4,048 | 14,080 |
| その他の業務収益 | - | - |
| **その他経常収益** | **118,384** | **95,981** |
| 償却債権取立益 | 33,673 | 22,530 |
| 株式等売却益 | 21,615 | 16,094 |
| 金銭の信託運用益 | 19,953 | 43,558 |
| その他の経常収益 | 43,142 | 13,797 |
| **経常費用** | **1,869,446** | **1,936,031** |
| **資金調達費用** | 37,279 | 27,563 |
| 預金利息 | 34,048 | 24,178 |
| 給付補填備金繰入額 | 143 | 74 |
| 借用金利息 | 2,741 | 2,981 |
| その他の支払利息 | 346 | 329 |
| **役務取引等費用** | **164,525** | **157,484** |
| 支払為替手数料 | 13,446 | 15,665 |
| その他の役務費用 | 151,078 | 141,818 |
| **その他業務費用** | **107,534** | **123,280** |
| 国債等債券売却損 | 1,260 | 26 |
| 国債等債券償還損 | 106,274 | 123,254 |
| その他の業務費用 | - | - |
| **経費** | **1,365,512** | **1,377,464** |
| 人件費 | 886,085 | 875,937 |
| 物件費 | 449,183 | 473,488 |
| 税金 | 30,244 | 28,038 |
| **その他経常費用** | **194,594** | **250,239** |
| 貸倒引当金繰入額 | 30,922 | 82,732 |
| 貸出金償却 | 13,342 | 659 |
| 株式等売却損 | 89,554 | 39,198 |
| 金銭の信託運用損 | 4,708 | 37,889 |
| その他の経常費用 | 56,065 | 89,759 |
| **経常利益** | **139,296** | **121,564** |

| 科目 | 2022/3 金額 | 2023/3 金額 |
|---|---|---|
| **特別利益** | **-** | **-** |
| その他の特別利益 | - | - |
| **特別損失** | **227** | **116** |
| 固定資産処分損 | 227 | 116 |
| 減損損失 | - | - |
| その他の特別損失 | - | - |
| **税引前当期純利益** | **139,068** | **121,447** |
| **法人税等合計** | **8,217** | **12,811** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 19,569 | 3,016 |
| 法人税等調整額 | △11,351 | 9,794 |
| **当期純利益** | **130,851** | **108,636** |
| **繰越金（当期首残高）** | **105,462** | **127,249** |
| **土地再評価差額金取崩額** | - | - |
| **当期未処分剰余金** | **236,313** | **235,885** |

## 剰余金処分計算書

（単位：円）

| 科目 | 2022/3<br>金額 | 2023/3<br>金額 |
|---|---|---|
| **当期未処分剰余金** | **236,313,964** | **235,885,586** |
| **剰余金処分額** | **109,064,787** | **111,321,162** |
| 利益準備金 | 2,495,000 | 4,644,500 |
| 普通出資に対する配当金（年3%） | 6,569,787 | 6,676,662 |
| 特別積立金 | 100,000,000 | 100,000,000 |
| **繰越金（当期末残高）** | **127,249,177** | **124,564,424** |

# 貸借対照表の注記

貸借対照表の注記

１．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

２．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

３．金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記２．と同じ方法により行っております。

４．有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成１０年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成２８年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　５年～４０年
その他　　３年～２０年

５．無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

６．所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

７．貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は７１百万円であります。

８．賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

９．退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異　：各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（１０年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①　制度全体の積立状況に関する事項（令和４年３月３１日現在）

| | |
|---|---|
| 年金資産の額 | １，７４０，５６９　百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | １，８０７，４２６　百万円 |
| 差引額 | △　６６，８５７　百万円 |

②　制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和４年３月分）
０．１１５８　％

③　補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高１６２，６１８百万円及び別途積立金９５，７６０百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間１９年０ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金２１百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

１０．役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

１１．睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

１２．偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

１３．当金庫の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。顧客との契約から生じる収益については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

１４．有形固定資産の減価償却累計額１，５５１百万円

１５．有形固定資産の圧縮記帳額１５３百万円

１６．信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの）であります。

| | |
|---|---|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | ９２９　百万円 |
| 危険債権額 | ２，８００　百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | －　百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | ６９　百万円 |
| 合計額 | ３，７９９　百万円 |

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

１７．手形割引は、日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（令和４年３月17日）（以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は１，０４３百万円であります。

１８．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

| | |
|---|---|
| 有価証券 | １００　百万円 |
| 預け金 | １１，６５０　百万円 |

担保資産に対応する債務

| | |
|---|---|
| 預金 | ４３３　百万円 |
| 借用金 | １１，２０２　百万円 |

上記のほか、為替決済の担保として預け金３，０００百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金０百万円が含まれております。

１９．土地の再評価に関する法律（平成１０年３月３１日公布法律第３４号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　平成１４年３月３１日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成１０年３月３１日公布政令第１１９号）第２条第４号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第１０条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　３８１百万円

２０．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第２条第３項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は１３０百万円であります。

２１．出資１口当たりの純資産額１３，９６６円１１銭

２２．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当金庫は、営業店が立地する地域経済の健全な発展と安定に貢献する中小企業、その地域に就業、生活の場を持つ個人、地方公共団体等、地域に関わる取引先に対し、事業資金や消費資金などの金融サービス事業を行っております。

余資運用として国債、社債、株式や投資信託などの有価証券や金融機関への預金（預け金）にて運用しており、これらの事業を行うために地域の取引先から預金をお預かりしております。

運用の基本は、信用金庫としての社会性、公共性を踏まえ安全性、確実性ならびに流動性確保にウェイトをおいた効率的運用を行うとともに、与信集中を回避するよう心がけております。

（２）　金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内の地方公共団体、法人、中小企業及び個人に対する貸出金であり、顧客等の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

預け金は上部団体である信金中央金庫への預け入れが大半を占めており、信金中央金庫の信用リスク及び金利の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主として顧客等からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスクの管理

当金庫では、資産の健全性を維持・向上させるために、業務運営規程、貸出金稟議規程、信用リスク管理要領などに基づいた厳正な審査体制をとっております。一定金額以上の大口融資については、融資審査会により総合的な審査を実施しております。また、内部研修の実施や外部研修への派遣を行うなど審査能力の向上に努めております。管理面においては審査管理部による営業店指導を行うなど、不良債権の発生防止に努めております。自己査定については、営業店及び関連部署が自己査定を行った結果について、当該部署から独立した監査部が検証を行う体制をとっております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるＡＬＭ委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに与信管理の状況については、審査管理部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において格付けに基づいた自己資本に対するリスク管理を定期的に行っております。

②　市場リスクの管理

（ｉ）金利リスクの管理

当金庫は、市場リスク管理規則及び要領において、リスクの管理方法や手続等の詳細を明記しており、ＡＬＭ委員会において決定された方針に基づき、常勤理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等協議を行っております。日常的には総務部においてシミュレーションを行いながら経営計画をたて、実績を月次ベースで管理することで収益のブレを小さくしております。

また、ＢＰＶ（ベーシスポイントバリュー）法及びＶａＲ（バリューアットリスク）によりリスクの計測・分析を行い月次ベースで常勤役員に報告しております。

（ii）為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

（iii）　価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤理事会の方針・監督の下、資金運用規則、有価証券運用規程に従い行われております。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。これらの情報は総務部を通じ、ＡＬＭ委員会において定期的に報告されております。

これらの情報は総務部を通じ、常勤理事会において定期的に報告されております。

（iv）市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預け金、買入金銭債権、金銭の信託、有価証券、貸出金、預金積金、借用金であります。

当金庫ではこれらの金融資産及び金融負債のうち、有価証券についての市場リスクをＶａＲにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のＶａＲは分散共分散法（保有期間３ヶ月、信頼区間９９％、観測期間１年）により算出しており、令和５年３月３１日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の有価証券における市場リスク量は１，２８９百万円であります。

ただし、ＶａＲは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③　資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整等により、流動性リスクを管理しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

２３．金融商品の時価等に関する事項

令和５年３月３１日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注１）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注２）参照）。また、現金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| （１）預け金（＊１） | ３３，１３０ | ３３，８１６ | ６８６ |
| （２）買入金銭債権 | ３０７ | ３０７ | △０ |
| （３）金銭の信託 | １，６８０ | １，６８０ | － |
| （４）有価証券（＊１） | | | |
| 満期保有目的 | １３０ | １２８ | △１ |
| その他有価証券 | ４２，７８４ | ４２，７８４ | － |
| （５）貸出金（＊１） | ６６，４０４ | | |
| 貸倒引当金（＊２） | △９３５ | | |
| | ６５，４６９ | ６４，５３７ | △９３２ |
| 金融資産計 | １４３，５０２ | １４３，２５５ | △２４７ |
| （１）預金積金（＊１） | １３３，２６７ | １３３，３１５ | ４７ |
| （２）借用金（＊１） | １１，２０９ | １１，２１１ | １ |
| 金融負債計 | １４４，４７７ | １４４，５２６ | ４９ |

（＊１）預け金、貸出金、有価証券、預金積金、借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（＊２）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注１）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

（１）預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

（２）買入金銭債権

買入金銭債権のうち、信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。

（３）金銭の信託

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引証券会社等から提示された価格によっております。

（４）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

自金庫保証付私募債は、貸出金に準じた方法により時価を算定しております。

（５）貸出金

貸出金は、以下の①～②の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①　破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

②　①以外の債権については、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

（１）預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

（２）借用金

借用金については、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を市場金利（日本円ＴＩＢＯＲ、過去５年中央値アプローチ）で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

（注２）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

| 区　分 | 貸借対照表計上額 |
|---|---|
| 非上場株式（＊１） | ４２ |
| 組合出資金（＊２） | ３，２２０ |
| 合　計 | ３，２６２ |

（＊１）非上場株式については、企業会計基準適用指針第１９号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和２年３月３１日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）組合出資金については、企業会計基準適用指針第３１号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和３年６月１７日）第２４－１６項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

| | １年以内 | １年超５年以内 | ５年超１０年以内 | １０年超 |
|---|---|---|---|---|
| 預け金 | １６，９３０ | １０，５００ | １，２００ | ４，５００ |
| 買入金銭債権 | １３２ | １７５ | － | － |
| 有価証券 | | | | |
| 満期保有目的の債券 | ２０ | １１０ | － | － |
| その他有価証券のうち満期があるもの | ２，６３３ | １２，７７４ | １６，０５７ | ９，５２８ |
| 貸出金（＊） | １２，１６１ | ２１，９１０ | １５，１２２ | １３，１２３ |
| 合　計 | ３１，８７６ | ４５，４６９ | ３２，３７９ | ２７，１５１ |

（＊）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

（注４）借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

| | １年以内 | １年超５年以内 | ５年超１０年以内 | １０年超 |
|---|---|---|---|---|
| 預金積金（＊） | １１８，５７７ | １４，５９２ | － | ９５ |
| 借用金 | １１，０４２ | １０３ | ３７ | ２６ |
| 合　計 | １２９，６１９ | １４，６９５ | ３７ | １２１ |

（＊）預金積金のうち、要求払預金は「１年以内」に含めて開示しております。

２４．有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」が含まれております。以下、２６．まで同様であります。

満期保有目的の債券

| | 種類 | 貸借対照表計上額（百万円） | 時価（百万円） | 差額（百万円） |
|---|---|---|---|---|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 国債 | － | － | － |
| | 地方債 | － | － | － |
| | 社債 | － | － | － |
| | その他 | ２０７ | ２０７ | ０ |
| | 小計 | ２０７ | ２０７ | ０ |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 国債 | － | － | － |
| | 地方債 | － | － | － |
| | 社債 | １３０ | １２８ | △１ |
| | その他 | １００ | １００ | △０ |
| | 小計 | ２３０ | ２２８ | △１ |
| 合　計 | | ４３７ | ４３６ | △１ |

その他有価証券

| | 種類 | 貸借対照表計上額（百万円） | 取得原価（百万円） | 差額（百万円） |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | １４１ | １１６ | ２５ |
| | 債券 | ４，０１８ | ３，９９３ | ２４ |
| | 国債 | １０６ | １０１ | ５ |
| | 地方債 | １，３１２ | １，２９９ | １２ |
| | 社債 | ２，５９８ | ２，５９２ | ６ |
| | その他 | ２，８９４ | ２，６５５ | ２３８ |
| | 小計 | ７，０５３ | ６，７６５ | ２８８ |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | ２８ | ２９ | △１ |
| | 債券 | １７，８０８ | １８，２６４ | △４５５ |
| | 国債 | ６，２１９ | ６，４８９ | △２６９ |
| | 地方債 | ３，４４５ | ３，４８９ | △４４ |
| | 社債 | ８，１４３ | ８，２８５ | △１４１ |
| | その他 | １７，８９３ | １９，７１１ | △１，８１７ |
| | 小計 | ３５，７３０ | ３８，００５ | △２，２７４ |
| 合　計 | | ４２，７８４ | ４４，７７１ | △１，９８６ |

２５．当事業年度中に売却したその他有価証券

| | 売却額（百万円） | 売却益の合計額（百万円） | 売却損の合計額（百万円） |
|---|---|---|---|
| 株式 | １５７ | １１ | ５ |
| 債券 | ３，７０６ | １４ | ０ |
| 国債 | ２，１０６ | １３ | － |
| 地方債 | － | － | － |
| 社債 | １，６００ | ０ | ０ |
| その他 | １９６ | ４ | ０ |
| 合　計 | ４，０６０ | ３０ | ６ |

２６．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

２７．満期保有目的の金銭の信託

満期保有目的の金銭の信託は、該当ございません。

２８．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

| | 貸借対照表計上額（百万円） | 取得原価（百万円） | 差額（百万円） | うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（百万円） | うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（百万円） |
|---|---|---|---|---|---|
| その他の金銭の信託 | １，６８０ | １，６８０ | － | － | － |

（注）「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

２９．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、１７，５９９百万円であります。このうち契約残存期間が１年以内のものが６，００４百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

３０．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

| | | |
|---|---|---|
| 繰延税金資産 | | |
| 貸倒引当金 | ２８１ | 百万円 |
| 退職給付引当金 | ７ | |
| 減価償却費 | １４ | |
| 賞与引当金 | ２０ | |
| 役員退職慰労引当金 | ９ | |
| 有価証券評価損 | １２ | |
| 減損損失 | １４７ | |
| その他有価証券評価差額金 | ５５９ | |
| その他 | ４２ | |
| 繰延税金資産小計 | １，０９５ | |
| 評価性引当額 | △６９２ | |
| 繰延税金資産合計 | ４０３ | |
| 繰延税金負債 | | |
| その他 | △０ | |
| 繰延税金負債合計 | △０ | |
| 繰延税金資産の純額 | ４０２ | 百万円 |

３１．重要な会計上の見積り
　会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
　　貸倒引当金　　１，０１２ 百万円
　貸倒引当金の算出方法は、注記７に記載しております。
　主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。
　「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえたうえで、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
　新型コロナウイルス感染症の影響については、感染法上の分類変更などから、経済活動が正常化へ向かう中で、景気は緩やかに持ち直していくと仮定しております。
　なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

３２．会計方針の変更
（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）
　企業会計基準適用指針第３１号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和３年６月１７日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第２７－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。
　これによる計算書類に与える影響はありません。

## 損益計算書の注記

損益計算書の注記
　１．記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
　２．出資１口当たり当期純利益金額２４２円５６銭
　３．その他の経常費用には、消費税等６０，２１７千円、偶発損失引当金繰入１４，０７２千円
　　含んでおります。
　４．収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において重要な会計方針とあわ
　　て注記しております。

## 会計監査人による監査

第73期（2021年度）及び第74期（2022年度）の貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の２第３項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、EY新日本有限責任監査法人は、第74期通常総代会の終結の時をもって再任しないこととし、新たな会計監査人として、和奏監査法人（代表者　公認会計士　森　行一）を選任しております。

## 財務諸表の正確性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性についての確認

2022年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

**2023年6月28日**
**佐賀信用金庫　　理事長　　坂田　慎一郎**

# 自己資本の充実の状況

## 単体における事業年度の開示事項

### １．自己資本の構成に関する開示事項

（単位：千円）

| 項目 | 2022/3 | 2023/3 |
|---|---|---|
| **コア資本に係る基礎項目（１）** | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額 | 7,681,105 | 7,788,379 |
| うち、出資金及び資本剰余金の額 | 222,785 | 227,429 |
| うち、利益剰余金の額 | 7,466,603 | 7,568,670 |
| うち、外部流出予定額（△） | 6,569 | 6,676 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | △1,714 | △1,044 |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 34,460 | 52,596 |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 34,460 | 52,596 |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | - | - |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第3条第7項） | - | - |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条第3項）によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | - | - |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第5項）によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | - | - |
| コア資本に係る基礎項目の額（イ） | 7,715,565 | 7,840,976 |
| **コア資本に係る調整項目（２）** | | |
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額 | 14,478 | 11,957 |
| うち、のれんに係るものの額 | - | - |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | 14,478 | 11,957 |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 | - | - |
| 適格引当金不足額 | - | - |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | - | - |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | - | - |
| 前払年金費用の額 | - | - |
| 自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額 | - | - |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | - | - |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | - | - |
| 信用金庫連合会の対象普通出資等の額 | - | - |
| 特定項目に係る10%基準超過額 | - | - |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | - | - |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | - | - |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | - | - |
| 特定項目に係る15%基準超過額 | - | - |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | - | - |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | - | - |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | - | - |
| コア資本に係る調整項目の額（ロ） | 14,478 | 11,957 |
| **自己資本** | | |
| **自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）** | **7,701,086** | **7,829,018** |
| **リスク・アセット等（３）** | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 68,165,876 | 68,282,277 |
| 資産（オン・バランス）項目 | 67,198,030 | 67,698,810 |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | △720,000 | △720,150 |
| うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第12条第6項）を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 | △720,000 | △720,150 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | - | - |
| オフ・バランス取引等項目 | 967,846 | 583,466 |
| CVAリスク相当額を8%で除して得た額 | - | - |
| 中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額 | - | - |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | 3,213,569 | 3,271,672 |
| 信用リスク・アセット調整額 | - | - |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | - | - |
| **リスク・アセット等の額の合計額（ニ）** | **71,379,446** | **71,553,950** |
| **自己資本比率** | | |
| **自己資本比率（（ハ）／（ニ））** | **10.78%** | **10.94%** |

（注）　自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第１項において準用する銀行法第14条の２の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しており

ます。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。
2.「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

## ２．定量的な開示事項

### （1）自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

| 項目 | | 2022/3 | | 2023/3 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | リスク・アセット | 所要自己資本額 | リスク・アセット | 所要自己資本額 |
| **イ．信用リスクアセット・所要自己資本の額の合計** | | **68,165** | **2,726** | **68,282** | **2,731** |
| ①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー | | 62,150 | 2,486 | 61,197 | 2,447 |
| （ｉ）ソブリン向け | | 355 | 14 | 730 | 29 |
| （ii）金融機関・第一種金融商品取引業者向け | | 9,541 | 381 | 8,071 | 322 |
| （iii）法人等向け | | 14,015 | 560 | 16,170 | 646 |
| （iv）中小企業等・個人向け | | 14,742 | 589 | 12,926 | 517 |
| （ｖ）抵当権付住宅ローン | | 676 | 27 | 585 | 23 |
| （vi）不動産取得等事業向け | | 12,657 | 506 | 13,022 | 520 |
| （vii）３月以上延滞等 | | 76 | 3 | 35 | 1 |
| （viii）出資等 | | 4,421 | 176 | 4,190 | 167 |
| （ix）上記以外 | | 5,233 | 209 | 5,465 | 218 |
| 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー | | 1,200 | 48 | 1,200 | 48 |
| 信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー | | 609 | 24 | 609 | 24 |
| 特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー | | 3,368 | 134 | 3,588 | 143 |
| 上記以外のエクスポージャー | | 55 | 2 | 66 | 2 |
| ②証券化エクスポージャー | | - | - | - | - |
| 証券化 | STC要件適用分 | - | - | - | - |
| | 非STC要件適用分 | - | - | - | - |
| 再証券化 | | - | - | - | - |
| ③－１複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産 | | - | - | - | - |
| ③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー | | 6,735 | 269 | 7,804 | 312 |
| ルック・スルー方式 | | 6,735 | 269 | 7,804 | 312 |
| マンデート方式 | | - | - | - | - |
| 蓋然性方式（250%） | | - | - | - | - |
| 蓋然性方式（400%） | | - | - | - | - |
| フォールバック方式（1250%） | | - | - | - | - |
| ④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 | | - | - | - | - |
| ⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 | | △720 | △28 | △720 | △28 |
| ⑥ＣＶＡリスク相当額を８％で除して得た額 | | - | - | - | - |
| ⑦中央清算機関関連エクスポージャー | | - | - | - | - |
| **ロ．オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額** | | **3,213** | **128** | **3,271** | **130** |
| **ハ．単体総所要自己資本額（イ＋ロ）** | | **71,379** | **2,855** | **71,553** | **2,862** |

（注）1.所要自己資本の額＝リスク・アセット×４％
2.「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3.「３月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4.当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
＜オペレーショナル・リスク（ 基礎的手法）の算定方法＞
（粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15%／直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数）÷ 8%
5.単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×４％

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率は、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分に確保しております。
将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた営業推進活動を通じそこから得られる利益による積み上げを第一義的に考えております。なお収益計画に基づいた貸出金利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実現性の高いものです。

### （2）信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

#### イ．信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

（単位：百万円）

| エクスポージャー区分 / 地域区分 業種区分 期間区分 | 信用リスクエクスポージャー期末残高 | | | | | | ３月以上延滞エクスポージャー | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引 | | 債券 | | | |
| | 2021年度 | 2022年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2021年度 | 2022年度 |
| 国内 | 130,744 | 131,520 | 66,807 | 66,182 | 16,356 | 21,806 | 90 | 41 |
| 国外 | 10,942 | 10,387 | - | - | 10,942 | 10,387 | - | - |
| **地域別合計** | **141,687** | **141,907** | **66,807** | **66,182** | **27,299** | **32,194** | **90** | **41** |
| 製造業 | 7,646 | 8,137 | 4,927 | 4,418 | 2,598 | 3,591 | - | - |
| 農業、林業 | 294 | 307 | 294 | 307 | - | - | - | - |
| 漁業 | 60 | 80 | 60 | 80 | - | - | - | - |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 建設業 | 7,766 | 8,083 | 7,608 | 7,754 | 150 | 328 | 17 | 2 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 2,933 | 3,772 | 1,440 | 1,372 | 1,493 | 2,399 | - | - |
| 情報通信業 | 666 | 980 | 236 | 247 | 397 | 699 | - | - |
| 運輸業、郵便業 | 1,580 | 1,830 | 1,380 | 1,516 | 199 | 300 | 5 | 5 |
| 卸売業、小売業 | 5,723 | 5,301 | 5,422 | 4,903 | 300 | 398 | 6 | 4 |
| 金融業、保険業 | 44,277 | 42,381 | 1,807 | 2,309 | 3,982 | 6,008 | - | - |
| 不動産業 | 14,349 | 15,262 | 14,050 | 14,864 | 298 | 397 | 4 | - |
| 物品賃貸業 | 2,168 | 1,826 | 374 | 325 | 1,794 | 1,501 | - | - |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 533 | 528 | 533 | 528 | - | - | - | - |
| 宿泊業 | 508 | 550 | 508 | 550 | - | - | 25 | 23 |
| 飲食業 | 1,054 | 1,120 | 1,041 | 1,120 | - | - | 3 | 1 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 1,641 | 1,443 | 1,641 | 1,443 | - | - | - | - |
| 教育、学習支援業 | 96 | 143 | 96 | 143 | - | - | 4 | 4 |
| 医療、福祉 | 1,986 | 1,825 | 1,979 | 1,825 | - | - | - | - |
| その他のサービス | 2,014 | 1,923 | 2,008 | 1,919 | - | - | - | - |
| 国・地方公共団体等 | 14,744 | 18,075 | 6,498 | 6,458 | 8,130 | 11,388 | - | - |
| 個人 | 14,869 | 14,073 | 14,869 | 14,073 | - | - | 24 | - |
| その他 | 16,769 | 14,259 | 24 | 19 | 7,953 | 5,179 | - | - |
| **業種別合計** | **141,687** | **141,907** | **66,807** | **66,182** | **27,299** | **32,194** | **90** | **41** |
| １年以下 | 5,284 | 28,131 | 9,459 | 8,834 | 2,400 | 1,757 | | |
| １年超３年以下 | 34,973 | 19,011 | 5,311 | 5,373 | 4,899 | 2,799 | | |
| ３年超５年以下 | 14,518 | 13,404 | 6,508 | 5,925 | 3,349 | 5,396 | | |
| ５年超７年以下 | 7,754 | 10,719 | 5,501 | 7,125 | 900 | 2,884 | | |
| ７年超10年以下 | 21,805 | 22,984 | 15,170 | 13,611 | 2,498 | 8,378 | | |
| 10年超 | 33,455 | 36,241 | 24,449 | 25,139 | 5,297 | 5,796 | | |
| 期間の定めのないもの | 23,895 | 11,414 | 407 | 172 | 7,953 | 5,179 | | |
| **残存期間別合計** | **141,687** | **141,907** | **66,807** | **66,182** | **27,299** | **32,194** | | |

（注）1.オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除く。
2.３月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、固定資産、未決済為替貸等が含まれます。
4.CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

21ページに記載しておりますのでご参照ください。

### ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

（単位：百万円）

| | 個別貸倒引当金期末残高 | | | 貸出金償却 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 2021年度 | 期中増減額 | 2022年度 | 2021年度 | 2022年度 |
| 製造業 | 110 | 29 | 139 | - | - |
| 農業、林業 | - | - | - | - | - |
| 漁業 | - | - | - | - | - |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | - | - | - | - | - |
| 建設業 | 13 | △1 | 12 | 12 | - |
| 電気ガス熱供給水道業 | - | - | - | - | - |
| 情報通信業 | - | - | - | - | - |
| 運輸業、郵便業 | 54 | △4 | 49 | - | - |
| 卸売業、小売業 | 281 | △32 | 249 | 0 | - |
| 金融業、保険業 | - | - | - | - | - |
| 不動産業 | 6 | 28 | 34 | - | - |
| 物品賃貸業 | - | - | - | - | - |
| 学術研究専門技術サービス | - | - | - | - | - |
| 宿泊業 | 38 | 6 | 45 | - | - |
| 飲食業 | 10 | 8 | 18 | - | 0 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 210 | △4 | 206 | - | - |
| 教育、学習支援業 | 1 | △0 | 1 | - | - |
| 医療、福祉 | 87 | △1 | 85 | 0 | - |
| その他サービス | 5 | 38 | 44 | - | 0 |
| 国地方公共団体 | - | - | - | - | - |
| 個人 | 77 | △4 | 73 | - | - |
| その他 | - | - | - | - | - |
| **業種別合計** | **897** | **62** | **960** | **13** | **0** |

（注） 1.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

| 告示で定めるリスク・ウェイト区分（%） | エクスポージャーの額 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 2021年度 | | 2022年度 | |
| | 格付適用有り | 格付適用無し | 格付適用有り | 格付適用無し |
| 0% | - | 17,440 | - | 21,065 |
| 10% | - | 10,733 | - | 9,213 |
| 20% | 1,300 | 40,317 | 6,707 | 32,982 |
| 35% | - | 1,397 | - | 1,373 |
| 50% | 12,953 | 7,880 | 7,985 | 7,381 |
| 75% | - | 13,245 | - | 13,514 |
| 100% | 692 | 35,466 | 6,083 | 32,125 |
| 150% | - | 24 | - | 8 |
| 250% | - | 233 | - | 267 |
| 1,250% | - | - | - | - |
| **合計** | **14,946** | **126,740** | **20,776** | **117,933** |

（注） 1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2.エスクポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、ＣＶＡリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

### （3）信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

| 信用リスク削減手法 / ポートフォリオ | 適格金融資産担保 | | 保証 | | クレジットデリバティブ | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2021年度 | 2022年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2021年度 | 2022年度 |
| 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー | 892 | 935 | 6,498 | 7,355 | - | - |

（注） 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

### （4）派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

### （5）証券化エクスポージャーに関する事項

**イ．オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）**

該当ございません。

**ロ．投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）**

該当ございません。

### （6）出資等エクスポージャーに関する事項

**イ．貸借対照表計上額及び時価等**

（単位：百万円）

| 区分 | 2021年度 | | 2022年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 貸借対照表計上額 | 時価 |
| 上場株式等 | 275 | 275 | 282 | 282 |
| 非上場株式等 | 5,851 | 5,851 | 5,719 | 5,719 |
| **合 計** | **6,127** | **6,127** | **6,002** | **6,002** |

**ロ．出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額**

（単位：百万円）

| 区分 | 2021年度 | 2022年度 |
|---|---|---|
| 売却益 | 22 | 16 |
| 売却損 | 19 | 6 |
| 償却 | - | - |

（注） 損益計算書における損益の額を記載しております。

**ハ．貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額**

（単位：百万円）

| 区分 | 2021年度 | 2022年度 |
|---|---|---|
| 評価損益 | 97 | 82 |

**ニ．貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額**

該当ございません。

### （7）リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

| 区分 | 2021年度 | 2022年度 |
|---|---|---|
| ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー | 16,245 | 15,158 |
| マンデート方式を適用するエクスポージャー | - | - |
| 蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー | - | - |
| 蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー | - | - |
| フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー | - | - |

## （８）金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

| 項番 | | イ | ロ | ハ | ニ |
|---|---|---|---|---|---|
| | | △EVE | | △NII | |
| | | 当期末 | 前期末 | 当期末 | 前期末 |
| 1 | 上方パラレルシフト | 4,183 | 4,080 | 111 | 77 |
| 2 | 下方パラレルシフト | - | - | - | - |
| 3 | スティープ化 | 3,599 | 3,054 | | |
| 4 | フラット化 | | | | |
| 5 | 短期金利上昇 | | | | |
| 6 | 短期金利低下 | | | | |
| 7 | 最大値 | 4,183 | 4,080 | 111 | 77 |
| | | ホ | | ヘ | |
| | | 当期末 | | 前期末 | |
| 8 | 自己資本の額 | 7,829 | | 7,701 | |

（注）　金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

# 当金庫の自己資本の充実の状況等について（定性的な開示事項）

**１．自己資本調達手段の概要**

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。
なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。
普通出資
①発行主体：佐賀信用金庫
②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額

**:227百万円**

**２．自己資本の充実度に関する評価方法の概要**

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行なうことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。尚、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策と考えております。

**３．信用リスクに関する項目**

（1）リスク管理の方針及び手続きの概要
信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。
当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行なうべく、役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。
信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、資産査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。
個別案件の審査・与信管理に当たりましては審査管理部門と営業推進部門をお互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。さらに経営陣による融資審査会等を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しています。以上の相互牽制機能、経営陣による審議に加え、総務部法務課、監査部が与信運営にかかる妥当性の検証を実施することにより、適切な与信運営を実施する管理態勢の構築に努めています。
信用コストである貸倒引当金は、「資産査定基準」及び「償却・引当に関する規程」に基づき、資産査定における債務者区分ごとに算出しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先は担保の処分可能見込額、保証による回収可能額等を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。実質破綻先及び破綻先は担保の処分可能見込額、保証による回収可能額等を除いた未保全額全額を算出しております。尚、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。
（2）リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関
中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー、金融機関向けエクスポージャーについては経済協力開発機構のカントリー・リスク・スコアを使用しております。
他のエクスポージャーについては、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使用分けは行なっておりません。また、投資信託は運用委託会社の採用した基準によることとしております。

株式会社格付投資センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
Ｓ＆Ｐグローバル・レーティング(S&P)

**４．信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要**

当金庫はリスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。
ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。ただし、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適正な取り扱いに努めております。
当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府金融機関保証、民間保証等がありますが、金庫が定める「事務取扱要領」及び「不動産担保マニュアル」等により適切な事務取り扱い並びに適正な管理、評価を行っております。
また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「事務取扱要領」等により、適切な取り扱いに努めております。
なお、バーゼルⅡで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として地方公共団体、しんきん保証基金、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、地方公共団体保証は政府保証と同様の取り扱いとしており、しんきん保証基金の保証は、各エクスポージャーに適用されるリスク・ウェイトに変えて、適格格付機関が付与している格付により判定しております。未担保預金については、ご融資先ごとに貸出金と担保に供していない預金の一部を相殺し、信用リスクの削減を行っております。貸付明細の貸出期限を上回る満期日の定期預金残高、定期積金掛込残高の額とし、相殺対象の貸付明細が複数存在した場合は、債務者単位でリスクウェイト適用率の高い明細からとしています。
また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

**５．派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要**

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払い不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。
派生商品取引に関しては、投資信託の運用枠内に限られており、リスクを限定した取り扱いとなっております。そのため個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っておりません。
その他有価証券取引については、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保の追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており影響は限定的であります。
なお、リスク資本及び与信限度額の割当については、金庫で定めるリスク管理基本規程等に則り、適切に管理しております。
また、長期決済期間取引は該当ありません。

**６．証券化エクスポージャーに関する事項**

（1）リスク管理の方針及び手続きの概要
当金庫における証券化取引の役割としては、投資家並びにオリジネーターがあります。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握することで適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める有価証券運用規程に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど適正な運用・管理を行っております。
一方、オリジネーター業務については、取り扱いはありません。
（2）証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
当金庫は、標準的手法を採用しております。
（3）証券化取引に関する会計方針
当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。
（4）証券化エクスポージャーの種類ごとのリスクウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称
証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は4機関を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

株式会社格付投資センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング(S&P)

**７．オペレーショナル・リスク**

（1）リスク管理の方針及び手続きの概要
オペレーショナルリスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。
特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務取扱要領」の整備、その遵守を心がけることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。
システム・リスクについては、「システムリスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。
その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めております。
当面、オペレーショナル・リスク相当額の算定は、基礎的手法による計測を採用していく方針です。
現状、一連のオペレーショナルリスクに関連するリスクの状況については、主管部署にて検討討議を行うとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会、店長会議といった経営陣に対して報告する態勢を整備しております。
（2）オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
当金庫は基礎的手法を採用しております。

**８．銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要**

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については時価評価及び最大予想損失額（VAR）によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や設定されたリスク限度、損失限度枠の遵守状況を定期的に経営陣に報告しております。
一方、非上場株式、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しましては、当金庫が定める「資金運用規則」に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告等を基に定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣に報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。
なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

**９．銀行勘定における金利リスクに関する事項**

（1）リスク管理の方針及び手続きの概要
銀行勘定における金利感応資産・負債を対象として、金利変動による経済価値変化の指標であるΔEVE及び期間損益変化の指標であるΔNIIを複数の金利ストレスシナリオにて計測し、ALM委員会で協議検討するとともに、必要に応じて常勤理事会へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。
（2）金利リスクの算定方法の概要

Ａ．開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項
（イ）流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
２．５０年
（ロ）流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
５年
（ハ）流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提
金融庁が定める保守的な前提
（ニ）固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
金融庁が定める保守的な前提
（ホ）複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨毎に算出したΔEVE及びΔNIIが正となる通貨のみ単純合算
（ヘ）スプレッドに関する前提
変動は考慮しておりません
（ト）内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません
（チ）計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
ΔEVEは基準値であるTierⅠの20%を超過しておりますが、自己資本の余裕額の範囲内であります

Ｂ．銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項
統合的リスク管理において、ＶａＲで計測されるリスク量が許容リスク枠の範囲内に収まっているかどうかモニタリングしております。その他、ＢＰＶ等の金利リスク管理指標及び過去の事例や仮想シナリオに基づく金利等の変動による影響も計測し、ＡＬＭ委員会で報告検証しております。

# 信用金庫法施行規則に基づく開示項目一覧

本誌は、信用金庫法第89条（銀行法第21条の準用）等に基づいて作成したディスクロージャー資料（業務及び財産の状況に関する説明書類）です。信用金庫法施行規則に定められた開示項目は以下のページに掲載しています。

| 開示項目一覧（信金法施行規則第132条） | 本編 | 資料編 |
|---|---|---|
| **1.金庫の概況及び組織に関する事項** | | |
| イ 事業の組織 | 14 | |
| ロ 理事及び監事の氏名及び役職名 | 14 | |
| ハ 会計監査人の氏名又は名称 | | 33 |
| ニ 事務所の名称及び所在地 | 17-18 | |
| **2.金庫の主要な事業の内容** | 4 | |
| **3.金庫の主要な事業に関する事項** | | |
| イ 直近の事業年度における事業の概況 | | 1 |
| ロ 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標 | | 17 |
| ① 経常収益 | | |
| ② 経常利益又は経常損失 | | |
| ③ 当期純利益又は当期純損失 | | |
| ④ 普通出資総額、普通出資総口数及び会員数 | | |
| ⑤ 純資産額 | | |
| ⑥ 総資産額 | | |
| ⑦ 預金積金残高 | | |
| ⑧ 貸出金残高 | | |
| ⑨ 有価証券残高 | | |
| ⑩ 単体自己資本比率 | | |
| ⑪ 普通出資に対する配当金・配当率 | | |
| ⑫ 役職員数 | | |
| ハ 直近の2事業年度における事業の状況 | | |
| ・主要な業務の状況を示す指標 | | 17-19 |
| （１）業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。） | | |
| （２）国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支 | | |
| （３）国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや | | |
| （４）国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減 | | |
| （５）総資産経常利益率 | | |
| （６）総資産当期純利益率 | | |
| ・預金に関する指標 | | 20 |
| （１）国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高 | | |
| （２）固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高 | | |
| ・貸出金等に関する指標 | | 21-23 |
| （１）国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 | | |
| （２）固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 | | |
| （３）担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額 | | |
| （４）使途別の貸出金残高 | | |
| （５）業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 | | |
| （６）国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値 | | |
| ・有価証券に関する指標 | | 24 |
| （１）商品有価証券の種類別の平均残高 | | |
| （２）有価証券の種類別の残存期間別の残高 | | |
| （３）有価証券の種類別の平均残高 | | |
| （４）国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値 | | |

| 開示項目一覧（信金法施行規則第132条） | 本編 | 資料編 |
|---|---|---|
| **4.金庫の事業の運営に関する事項** | | |
| イ リスク管理の体制 | | 13 |
| ロ 法令遵守の体制 | | 10 |
| ハ 中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組みの状況 | | 6 |
| ニ 金融ADR制度への対応 | | 14 |
| **5.金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項** | | |
| イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 | | 28-33 |
| ロ 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及びその合計額 | | 27 |
| （１）破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | | |
| （２）危険債権 | | |
| （３）三月以上延滞債権（貸出金のみ） | | |
| （４）貸出条件緩和債権（貸出金のみ） | | |
| （５）正常債権 | | |
| ハ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 | | 34-40 |
| ニ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 | | |
| （１）有価証券 | | 25-26 |
| （２）金銭の信託 | | 26 |
| （３）規則第102条第1項第5号に掲げる取引（デリバティブ等取引） | | 26 |
| ホ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 | | 22 |
| ヘ 貸出金償却の額 | | 22 |
| ト 会計監査人の監査を受けている旨 | | 33 |

| 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条 | 本編 | 資料編 |
|---|---|---|
| 資産の査定の公表 | 12 | 27 |

| 参考事項 | 本編 | 資料編 |
|---|---|---|
| 総代会等の概要 | | 3-5 |

（注） 1.本誌における各項目は、国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。
2.計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しています。

**さがしんきんの素顔** 資料編（財務諸表等）
2023年7月発行
佐賀信用金庫
https://www.shinkin.co.jp/saga/index.html